寒河江市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月

寒河江市

目　　次

第１章 計画策定にあたって.......... 2

１－１．計画策定の背景と趣旨 2
１－２．計画の位置づけ 3
１－３．計画期間 3
１－４．対象とする施設 4
１－５．計画の構成 5

第２章 公共施設等の現況と将来の見通し.......... 8

１．公共施設等の現況と課題 8
１－１．建築物系施設の現況と課題 8
１－２．インフラ系施設の現況と課題 13
２．人口・世帯数 17
２－１．人口・世帯数の推移 17
２－２．年齢（３区分別）人口の推移 17
２－３．地域別の人口の変化 18
２－４．将来人口推計 19
３．市民ニーズ 20
４．財政の状況 23
４－１．歳入・歳出の推移 23
５．更新等に係わる費用予測 25
５－１．試算条件 25
５－２．建築物系施設の更新費用の推計 27
５－３．インフラ系施設の更新費用の推計 27
５－４．全体更新費用の推計 28
６．現状や課題のまとめ 30

第３章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.......... 32

１．基本方針 32
２．実施方針 35
２－１．実施目標 35
２－２．項目ごとの実施方針 36

３．取組体制と情報管理 44
３－１．取組体制 44
３－２．今後の適正な公共施設のあり方に向けたロードマップ 45
３－３．情報管理・共有方策 46
４．フォローアップ 48
４－１．フォローアップの実施方針 48
第４章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 52
１．個別施設計画の策定にあたっての基本的な考え方 52
２．建築物系施設の管理に関する基本的な方針 54
２－１．行政系施設 54
２－２．学校教育系施設 55
２－３．市民文化系施設 56
２－４．社会教育系施設 57
２－５．スポーツ・レクリエーション系施設 57
２－６．産業系施設 59
２－７．子育て支援施設 60
２－８．保健・福祉施設 61
２－９．公営住宅 61
２－１０．病院 62
２－１１．その他 62
３．インフラ系施設の管理に関する基本的な方針 64
３－１．道路 64
３－２．橋りょう 65
３－３．上水道 65
３－４．下水道 65
３－５．公園等屋外施設 66
参考資料
１．市民ニーズ（市民 100 人評価委員、地域座談会、議会報告会、市長への手紙より抜粋）
２．建築物系施設の概況データ
３．公共施設等の維持保全に向けた取組例

第１章　計画策定にあたって

「公共施設等総合管理計画」とはどういったものか、計画策定の背景と趣旨、及び計画期間、対象施設等を示しています。

第１章 計画策定にあたって

１－１．計画策定の背景と趣旨

【計画の背景】

本市では、昭和 40 年代から 50 年代にかけて、高度経済成長期に人口の増加や車社会の進展、都市化に対応するため、また、市民からの要望に応えて、寒河江中部小学校、市営住宅、高規格幹線道路を始めとした道路、公共下水道事業、市立病院、文化センターや市民体育館、チェリーランドなど、多くの公共施設等*[1]を整備してきました。しかし、建築後 50 年になろうとする時期に入り、大量に建設された公共施設等の老朽化が進み、大規模改修や建替えなどの更新の時期を迎えます。

一方、少子高齢化と人口減少が重なる中、子育て政策の充実、持続可能な社会保障・高齢者福祉の構築、自然災害、ライフスタイル・価値観の多様化による市民ニーズの変化など、公共施設等とそれを支える仕組みの新たな対応が求められています。財政面では、少子化と人口減少に伴う生産年齢人口の減少などによる税収の伸び悩みや、政策面から社会福祉関連経費が増大することなどにより、これまで以上に厳しい状況になることが懸念されます。そのような状況の中、これまで同様の水準で公共施設等へ投資を行いながら、来るべき膨大な更新費の支出に備えることになります。

その他公共施設に関する市民アンケートでも、施設のあり方や管理体制の見直しが必要との意見が多くなっています。また、平成 26 年４月の総務省の「公共施設等総合管理計画」の策定要請を受けています。

◆計画策定の背景

公共施設等の老朽化対策が課題

地方公共団体における、厳しい財政状況

人口減少等により公共施設等の利用需要が変化

↓

早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新･統廃合･長寿命化などを市民と一緒に計画的に行うことにより、財政負担を軽減･平準化するとともに、公共施設等の最適な配置と有効的な活用を実現することが必要

↓

国からの要請もあり、速やかな「公共施設等総合管理計画」の策定が必要

【計画の趣旨】

１　公共施設等を計画的に更新･効率化･長寿命化等を行うための道筋を示す。

・公共施設の維持管理には、当初の建設費だけでなく、建設後には維持保全費や一般管理費、運用費、修繕費など様々な費用が継続して発生します。

・こうした公共施設等の維持管理にかかる費用は市の財政を圧迫し、人口減少が進む中、これまでと同水準で公共施設等への投資を継続していくことは困難になると予想されます。

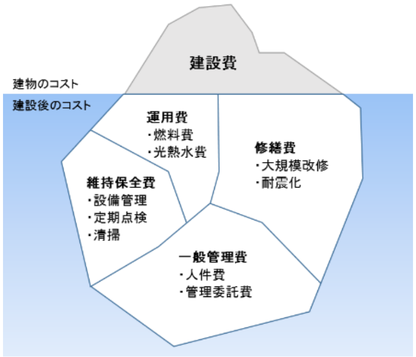

*[1] 公共施設等とは、地方公共団体が所有する建築物だけでなく、道路・橋りょう等のインフラ施設や公営企業の施設も含んでいる。

・このため、公共施設等のあり方を検討するとともに、複合化などによって人口規模に見合った数と規模の施設の適正配置などを進めることにより、財政の負担を軽減していく必要があります。

・総合管理計画は、改修・更新時期を迎える公共施設等を、計画的に更新・効率化・長寿命化等を行うための道筋を示すものとなります。

２　市民参加のまちづくりにつながる、公共施設等を有効的に活用する仕組みづくりの道筋を示す。

・公共施設等は利用者や市民が支え有効的に活用する仕組みがあってこそ、持てる機能を最大限に発揮できます。一方そうした仕組みや仕組みづくりの過程で得られる成果は、着実にまちづくりにつながります。そのためには、施設整備或いは管理方法を検討する段階から、市民が参加する体制を作ることが必要です。

・総合管理計画は、人口減少社会において、市民参加のまちづくりにつながる、公共施設等を有効的に活用する仕組みづくりの道筋を示すものとなります。

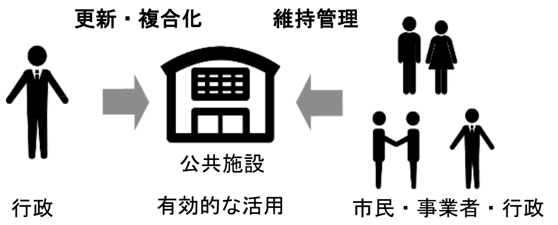

１－２．計画の位置づけ

本市では、平成 27 年度に「さくらんぼと歴史が育む　スマイルシティ　寒河江」を今後 10 年間の将来都市像とする「第６次寒河江市振興計画」を策定しており、その中で公共施設等の活用などの施策を位置付けています。また、「寒河江市橋梁長寿命化修繕計画（平成 23 年）」などの個別施設計画を策定し、公共施設等の運営・維持管理の取組を進めています。

本計画は、最上位計画である振興計画と整合*[2]を図りながら、公共建築物やインフラ施設を対象とした個別施設計画を総括し、合わせて市の全施設のマネジメントを行うための計画となります。

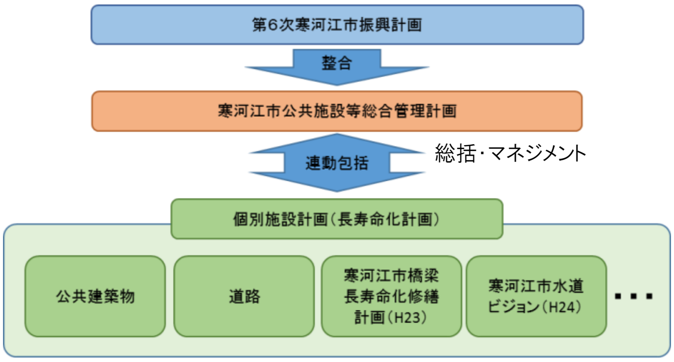

１－３．計画期間

総合管理計画の計画期間は、平成 28 年度から 10 年の計画期間とします。

*[2] ここでの整合とは公共施設を活用して掲げた政策を実現すること

１－４．対象とする施設

総合管理計画は、長期的視点をもって公共施設等の更新・効率化・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置と有効的な活用を実現しようとするものであるため、公共施設等の全体を把握する必要があります。

したがって、総合管理計画の対象となる公共施設等は、市が所有する建築物だけでなく、道路・橋りょう等のインフラ系施設なども含むものとします。

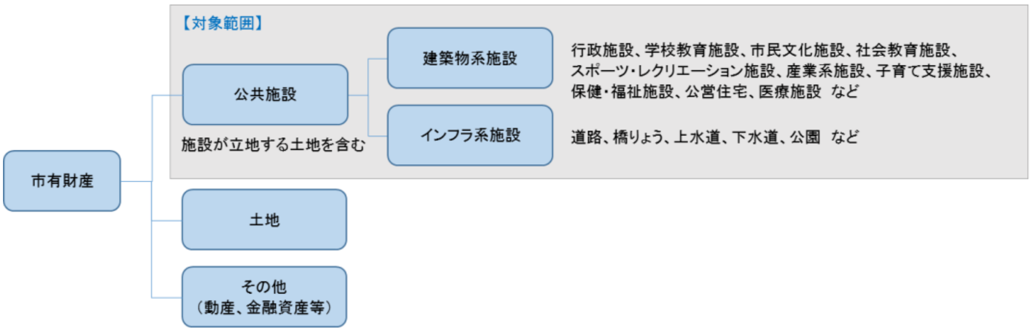

■対象施設

対象施設				備考
類型区分	大分類	中分類	主な施設	
建築物系施設	行政系施設	庁舎等	市庁舎、分庁舎(車庫)	2施設
		消防施設	消防コミュニティハウス、自動車部ポンプ庫	3施設
	学校教育系施設	学校	小学校、中学校	13施設
	市民文化系施設	集会施設	公民館	4施設
		文化施設	市民文化会館、勤労青少年ホーム	2施設
	社会教育系施設	図書館	市立図書館	1施設
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館、プール、弓道場、屋内多目的運動場、屋内ゲートボール場	8施設
		レクリエーション施設	チェリーランド、いこいの森管理施設	2施設
		保養施設	市民浴場、葉山市民荘	2施設
	産業系施設	産業系施設	中心市街地活性化センター、技術交流プラザ、神輿会館(駐輪場)、駅歩行者専用自由通路	5施設
	子育て支援施設	幼保・こども園	保育所	7施設
		幼児・児童施設	児童センター、学童保育活動室、わんぱくクラブ	3施設
	保健・福祉施設	高齢者福祉	老人福祉センター	2施設
		その他社会保険施設	総合福祉保健センター(ハートフルセンター)	1施設
	公営住宅	公営住宅	市営住宅	5団地
	医療施設	医療施設	市立病院	1施設
	その他	その他	旧田代小学校、旧専門学校、駐車場、駐輪場	6施設 駐輪場・駐車場20か所
インフラ系施設	道路	道路	市道、自転車歩行車道	実延長　合計314,096m 道路面積　道路部 2,030,329㎡
		橋梁	PC橋、RC橋、鋼鉄橋	実延長　合計1,350m 橋梁面積　合計10,076㎡
	上水道	上水道	上水管路、浄水場、配水池	導水管　6,181m 送水管　1,5113m 配水管　306,029m 4施設(ポンプ場等)
	下水道	下水道	下水管路、ポンプ場、浄化センター	雨水　L=7,850.37m 汚水　L=176,638.85m 排水　L=6,336.35m 浄化槽　146基 1施設(浄化センター)
	公園等屋外施設	公園等屋外施設	寒河江公園、二ノ堰親水公園、最上川寒河江緑地、野球場、陸上競技場、テニスコート	38公園 5施設

※総合管理計画の基本方針等は全ての施設を対象とするが、面積が小さく更新費等が極めて僅少である建築物（倉庫、四阿等）は、将来負担の試算などに含めないものとした。
※備考の施設数は、更新費用試算の対象となった施設の数・規模。

１－５．計画の構成

本計画の構成は以下の通りです。

第１章 計画の策定にあたって

本計画の策定の背景と趣旨、及び計画期間、対象施設等を示しています。

第２章 公共施設等の現況と将来の見通し

本市における公共施設等の現状や、本市が保有する公共施設等の将来の更新費用等を整理しています。

1. 公共施設等の現状と課題	本市における建築物系施設の現状及びインフラ系施設の整備状況について整理。
2. 人口・世帯数	本市のこれまでの人口・世帯数の推移とともに、今後の公共施設等のあり方に係わる将来人口の提示。
3. 市民ニーズ	これまでに市が実施した調査結果等から、市民の公共施設等に対するニーズについて整理。
4. 財政の状況	本市の歳入・歳出の推移。
5. 更新等に係わる費用予測	本市が保有する公共施設等の将来更新費用の推計について、総務省が公開する「更新費用試算ソフト」を活用して試算。
6. 現状や課題のまとめ	市の公共施設等が今後、どのような状況を迎えるか基本的な認識を整理。

第３章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

今後の人口減少等とともに公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能かの見通しを踏まえ、各公共施設等について更新等を含めどのように管理していくか示しています。また、施設管理の体制として、庁内の推進体制や市民の参加のあり方、情報管理・共有のあり方について示しています。

1. 基本方針	現状や課題に対する基本認識を踏まえ、今後、市民ニーズや人口減少､財政状況等を見据えてどのような考え方を持つかについて提示。
2. 実施方針	計画期間における公共施設管理のあり方について、数値目標を示すとともに、公共施設等の点検・診断や更新、安全確保、長寿命化、統廃合等の基本的な考え方を提示。
3. 取組体制と情報管理	計画を推進するための庁内体制やロードマップのほか､公共施設等の情報を管理・共有化するための考え方について提示。
4. フォローアップ	本計画の進捗状況等の管理などフォローアップの方針について整理。

第４章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

建築物系施設やインフラ系施設の類型毎の現状と課題を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等の方針を示しています。

第３章が全体的な方針を示しているのに対し、第４章では、それを細分化し、学校教育施設、子育て施設といった施設類型ごとの方針を示しています。

第２章　公共施設等の現況と将来の見通し

　本市における公共施設等の現状や、本市が保有する公共施設等の将来の更新費用等を整理しています。

第２章 公共施設等の現況と将来の見通し

１．公共施設等の現況と課題

１－１．建築物系施設の現況と課題

（１）　延床面積

本市における建築物系施設の延床面積は、学校教育施設が 40.4%と最も多く、次いで産業系施設が 9.9%、スポーツ・レクリエーション系施設 8.4%となっており、この 3 つで全体の約 6 割を占めています。

平成 26 年 10 月現在の本市の建築物系施設の一人あたりの延床面積は約 4.13 ㎡/人で、同人口規模の市町村の平均値 4.83 ㎡/人より少ない値となっていますが、全国値（3.22 ㎡/人）と比較すると多い状況にあります。

■建築物系施設の延べ床面積の内訳（平成 27 年度）

大分類	延床面積（㎡）	延床面積割合
行政系施設	6,154	3.6%
学校教育系施設	69,313	40.4%
市民文化系施設	10,145	5.9%
社会教育系施設	3,024	1.8%
スポーツ・レクリエーション系施設	14,414	8.4%
産業系施設	16,962	9.9%
子育て支援施設	4,841	2.8%
保健・福祉施設	7,259	4.2%
公営住宅	12,972	7.6%
医療施設	8,857	5.2%
その他	3,281	1.9%
インフラ系施設の建築物	14,255	8.3%
合計	171,477	100.0%

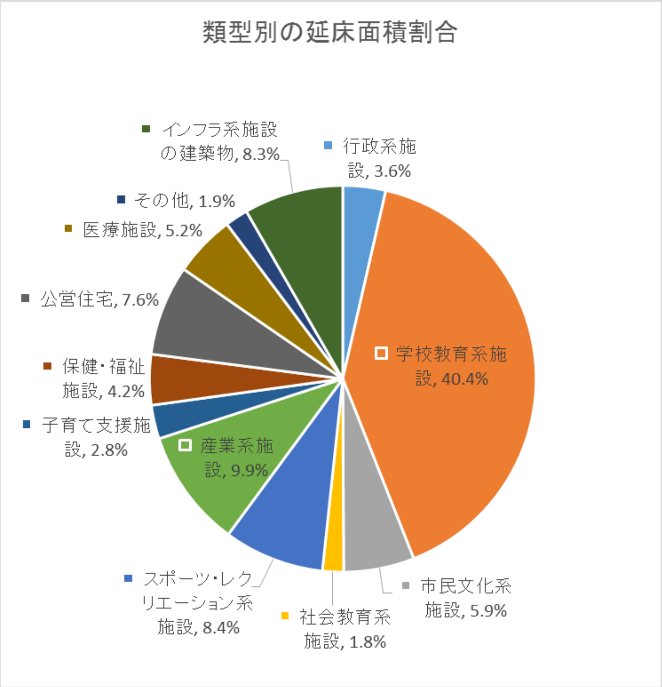

（出典）各課作成データ

（２）　築年数

本市の建築物系施設の築年数別延床面積の割合は、築 30 年以上の建物は全体の約 72%、20 年以上 30 年未満の建物が約 19%、20 年未満の建物が約 9%となっています。

用途別にみると、行政系施設、市民文化系施設、産業系施設、子育て支援施設及び医療施設等は、築年数が 30 年以上の建築物が多くあります。

年度別の整備延床面積をみると、昭和 42 年の庁舎整備以降に増加し、昭和 40 年代～50 年代の高度経済成長期にかけて集中的に整備されています。最も集中した昭和 57 年には、白岩小学校、西部地区公民館、市民浴場を整備したほか、民間の商業施設（現在の中心市街地活性化センター）が建設されました。

■築年数別延床面積（単位：㎡）

大分類	築30年以上	20～30年	20年未満
行政系施設	5,902	101	151
学校教育系施設	46,022	19,098	4,193
市民文化系施設	10,145	0	0
社会教育系施設	0	3,024	0
スポーツ･レクリエーション系施設	7,696	4,435	2,283
産業系施設	14,546	697	1,719
子育て支援施設	4,034	401	406
保健･福祉施設	756	0	6,504
公営住宅	8,683	4,288	0
医療施設	8,857	0	0
その他	2,876	217	188
インフラ系施設の建築物	13,631	265	359
合計	123,149	32,526	15,803

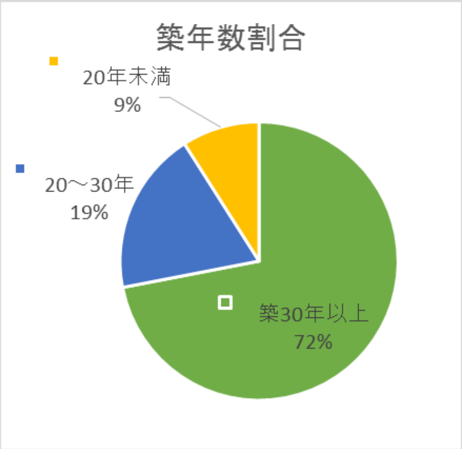

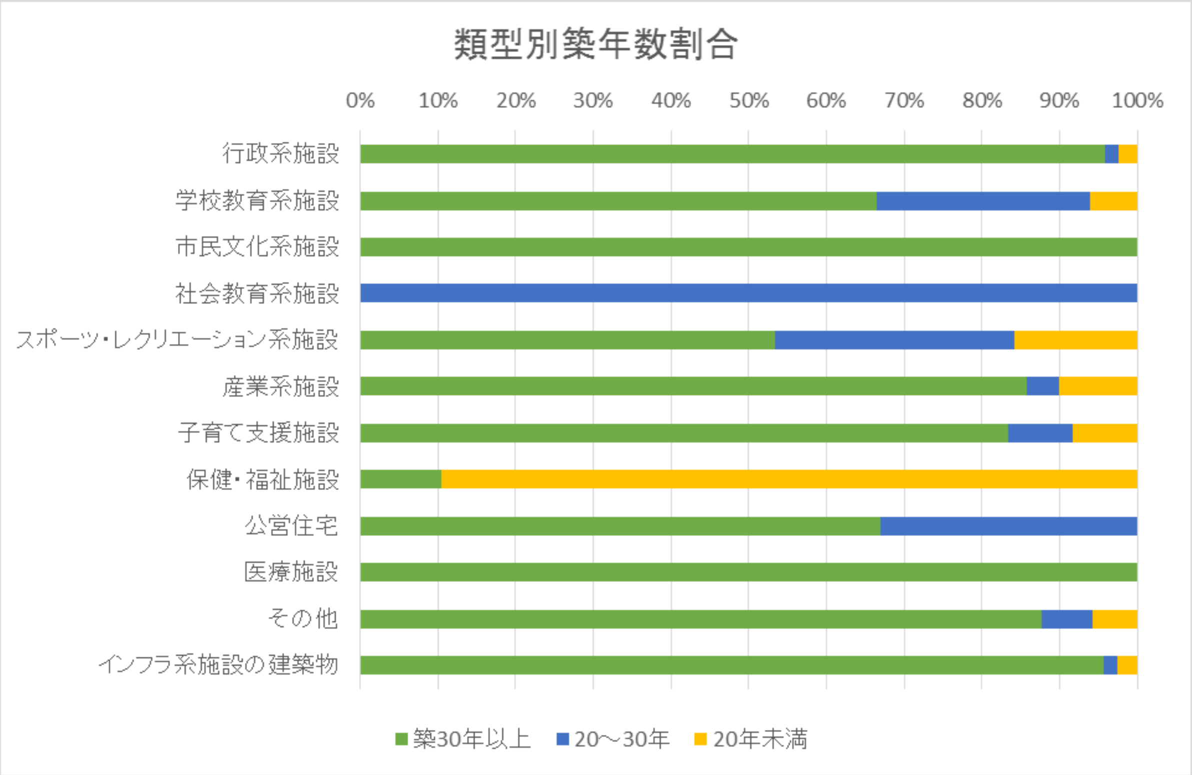

注）建築年は各建物の代表建築年度より作成

（出典）各課作成データ

■類型別・建築年別の整備状況

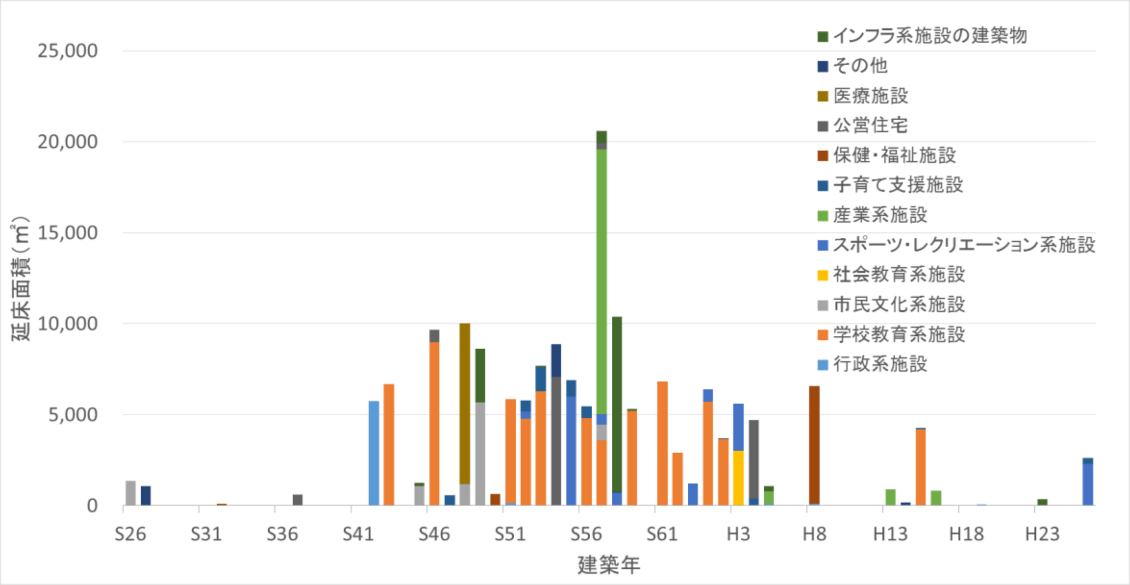

注）建築年は各建物の代表建築年度より作成

（出典）各課作成データ

（３）　耐震状況

本市の建築物系施設の耐震化の状況（延床面積ベース）は、市営住宅を除き耐震性を有しています。これらの施設は、新耐震基準*3で建設された施設あるいは旧耐震基準*4で建設された施設を耐震補強等により耐震化した施設となっています。

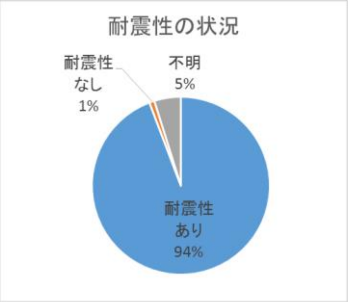

■耐震補強の実施状況

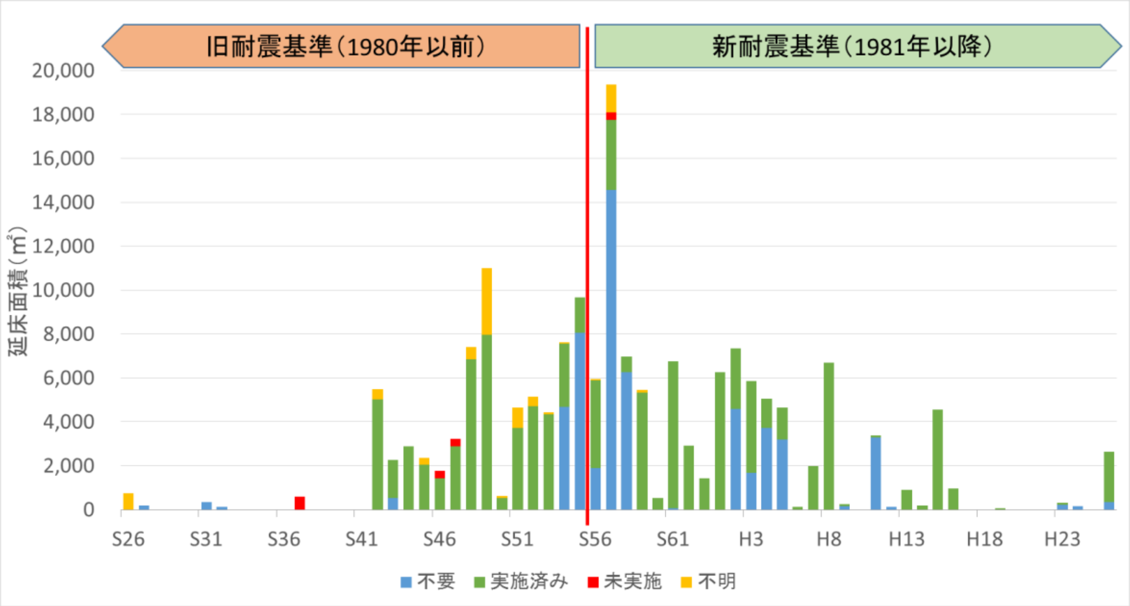

（出典）各課作成データ

*3　「耐震基準」とは、建物が地震の震動に耐え得る能力を定めるもの。昭和 56 年に耐震基準が大きく改正され、その耐震基準のことを「新耐震基準」という。
*4 新耐震基準より以前の基準のこと。

（４）　バリアフリー対策

本市の建築物系施設のバリアフリー対策の状況（延床面積ベース）は、全体の約 21％の施設で対応済みとなっています。また、一部対応済みの施設は約 9％となっています。

用途別にみると、社会教育系施設、産業系施設、保健・福祉施設、医療施設でのバリアフリー対策の実施対策の割合が高くなっています。一方、学校教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、子育て支援施設、公営住宅でのバリアフリー対策が実施されていない割合が高くなっています。

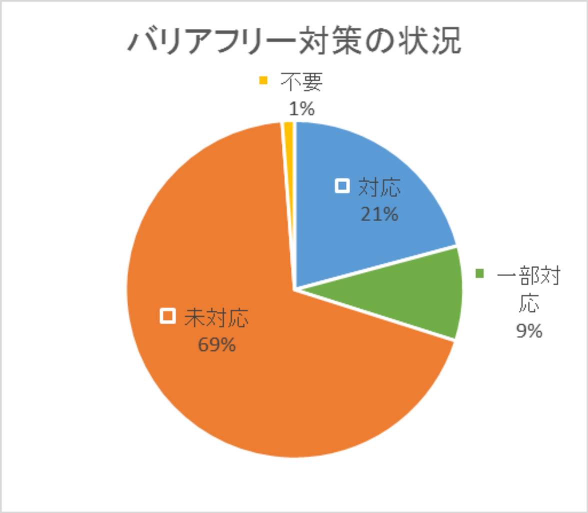

【主なバリアフリー対策】

- ○段差を無くす
- ○階段にスロープが併設されている
- ○福祉対応トイレが設置されている
- ○必要な場所に点字ブロックが設置されている
- ○身障者用の駐車場が設置されている

など

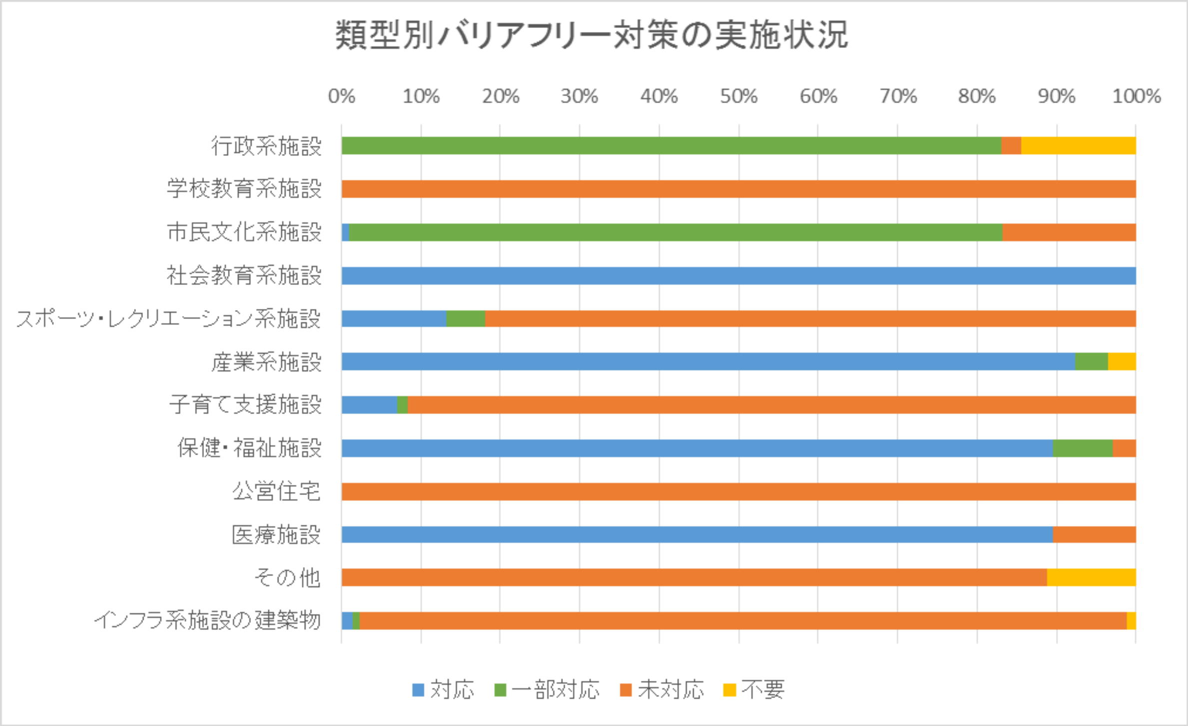

（出典）各課作成データ

（５）　利用状況

本市の公共施設の利用者数は、概ね横ばいで推移しており一定の利用がされていますが、施設によっては固定の団体や個人の利用が多く、経年的に利用者の増加傾向は見られません。また、全体的に利用状況の把握や稼働率の検証が十分になされていません。

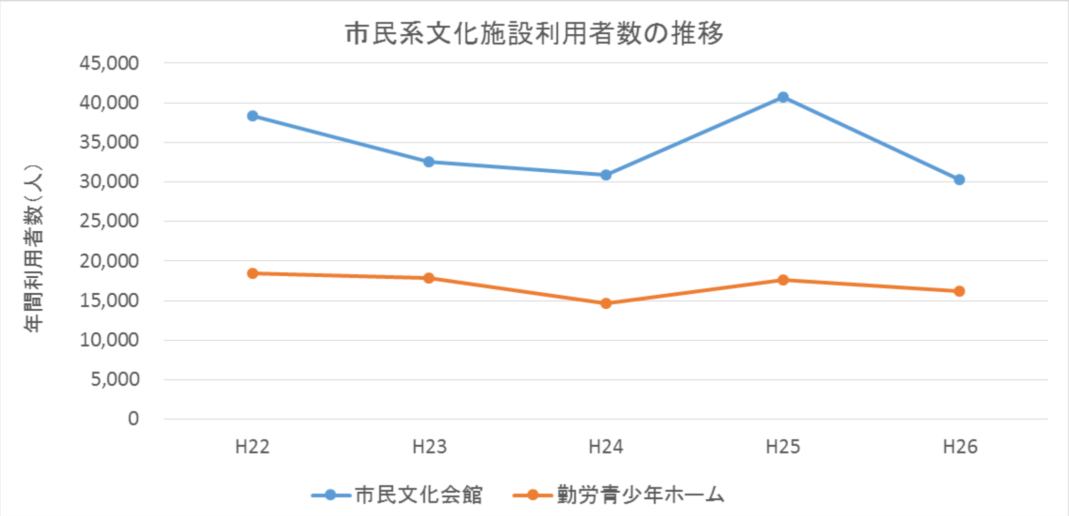

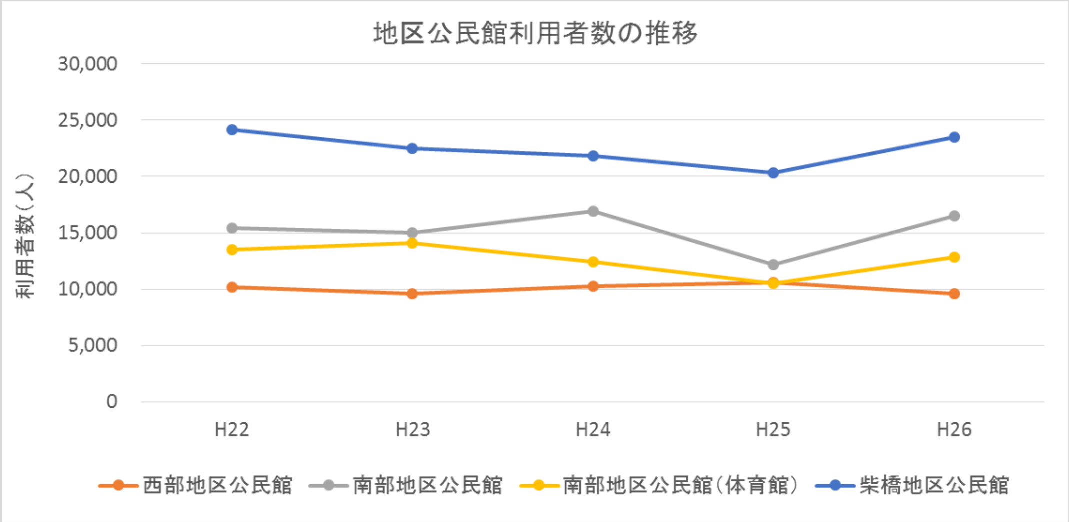

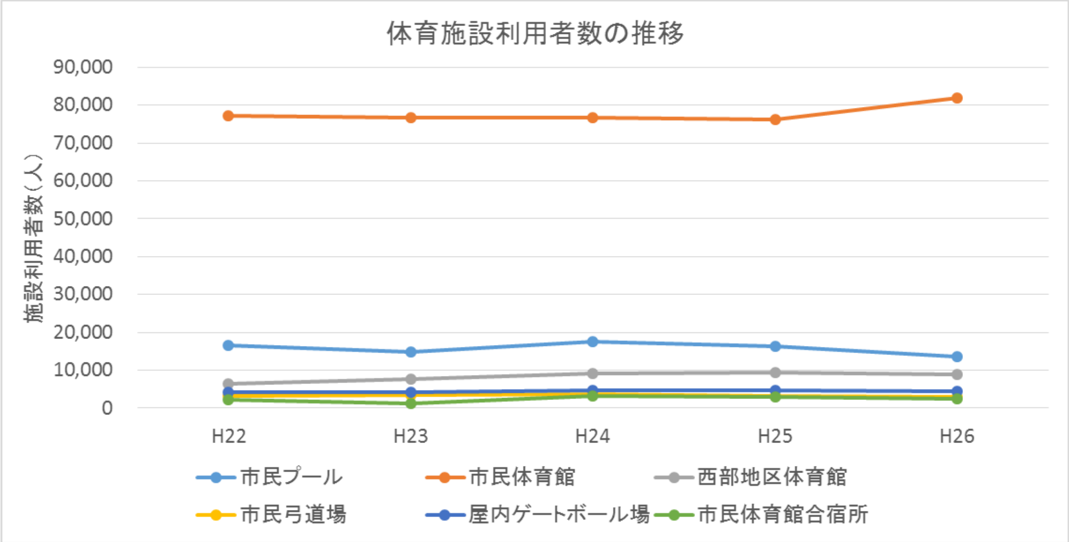

（出典）各課作成データ

１－２．インフラ系施設の現況と課題

（１）　道路

平成 27 年４月１日現在の本市が管理する市道の実延長は 314,026m、うち舗装道は 297,992ｍで、舗装率は 94.9％となっています。

市では、「寒河江市公共事業優先順位基準」を策定（平成 25 年 10 月改定）し、市民から多く寄せられる要望の中で暮らしに密接にかかわる生活道路の改良や舗装等に際して、整備優先順位を判定し、整備時期の明確化を図り、市民に分かりやすい事業を行っています。

■市道の状況

年度	市　道		
	実延長（m）	舗装道（m）	舗装率（%）
平成 22 年度	307,153	289,470	94.2
23	311,129	293,666	94.4
24	311,441	294,549	94.6
25	312,807	296,203	94.7
26	313,466	297,163	94.8
27	314,026	297,992	94.9

※各年度４月１日　資料：市建設管理課

農道は、機能によって基幹的農道とほ場内農道に分類されています。そのうち、一般車両の通行量が多い全線舗装済の基幹的農道が５本で、実延長 10,331m、うち、橋りょうが１橋実延長 39m です。農道の維持管理については、市、土地改良区、受益者団体がそれぞれ管理区域を定め行っています。

林道は、自動車道と軽車道の２種類に分かれ、山岳部の他市町への連絡道路となっている自動車道が２本、実延長 2,640m です。

（２）　橋りょう

市道には、平成 27 年４月１日現在、155 箇所の橋りょうがあり、市街地には中小規模の河川や用水路が多いことから橋長の短い橋りょうが多いほか、国道や県道の移管のため架設年代の古い橋りょうを多く抱えています。

平成 27 年時点で、供用後 50 年以上を経過した橋りょう（橋りょう数ベース）は、既に全管理橋の約 29％（45 橋）となっており、さらに、供用後 60 年以上を経過した橋りょうは、約 21％（33 橋）で既に寿命を越えています。

このため、市では、平成 23 年に「寒河江市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、橋りょうの安全・安心な通行の確保や維持管理コストの削減を図っています。

■橋りょうの状況

種別	橋数	実延長(m)
市道	155	1,353

※平成 27 年 4 月 1 日　資料：市建設管理課

■整備年度別・長さ区分別橋りょう数

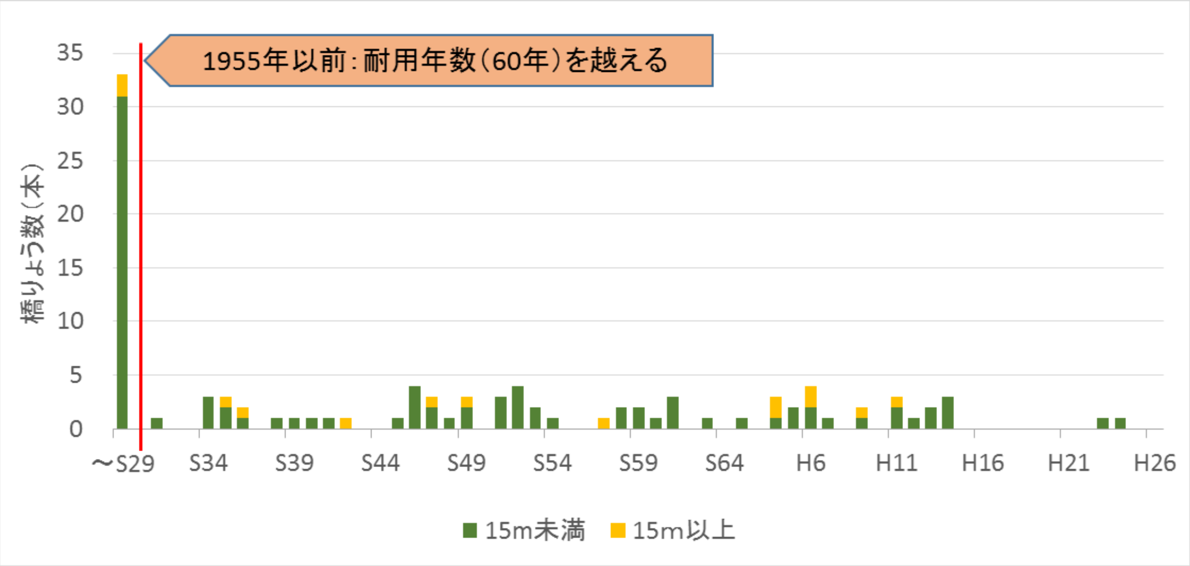

※整備年度不明 52 本を除く

（出典）各課作成データ

■整備年度別・構造区分別橋りょう面積

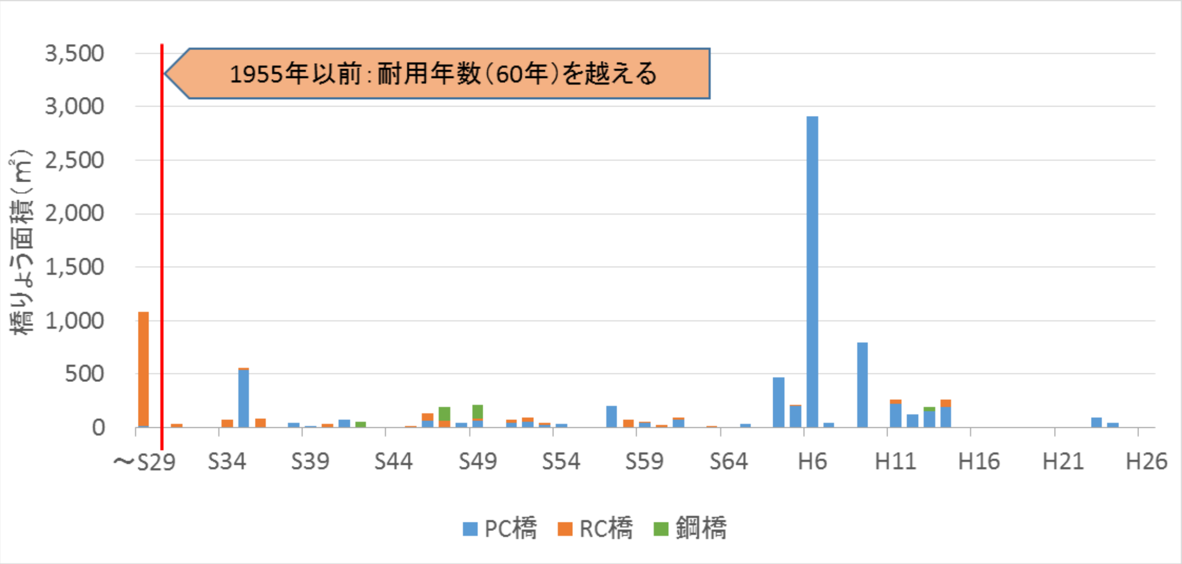

※整備年度不明 1,268 ㎡（PC 橋*[5]309 ㎡、RC 橋*[6]873 ㎡、鋼橋 86 ㎡）を除く

（出典）各課作成データ

*[5] 鋼線を用いて補強するプレストレスコンクリート（PC）によって建設された橋
*[6] 鉄筋コンクリート（RC）によって建設された橋

（３）　上水道

本市の水道は、昭和 29 年７月に給水が開始された後、順次各地区に水道整備が進められ、平成 23 年度からは市内全域で水道を使用することが可能となっています。

しかし、先に整備された施設の老朽化に伴う更新整備や耐震化が大きな課題となっており、平成 23 年度に策定した「寒河江市水道ビジョン」に基づき、川原・三泉ポンプ場の基幹施設、長岡山・木の沢配水池までの送水管や配水管等の更新整備、水源の確保、災害に強い施設の耐震化にも取り組み、安全で良質な水の安定供給に努めています。

■上水道の普及状況

年　度	行政区域内人口	世帯数	給水区域内人口(A)	給水戸数	給水人口(B)	普及率(B／A)
平成 21 年度	43,365	13,087	43,028	12,928	42,833	99.5
22	43,107	13,075	43,109	13,008	42,927	99.6
23	42,897	13,223	42,900	13,161	42,744	99.6
24	42,708	13,358	42,720	13,296	42,569	99.6
25	42,736	13,526	42,735	13,414	42,389	99.2

※単位：人・戸・％(各年度末)　　資料：市水道事業所

■整備年度別・管径別上水道延長

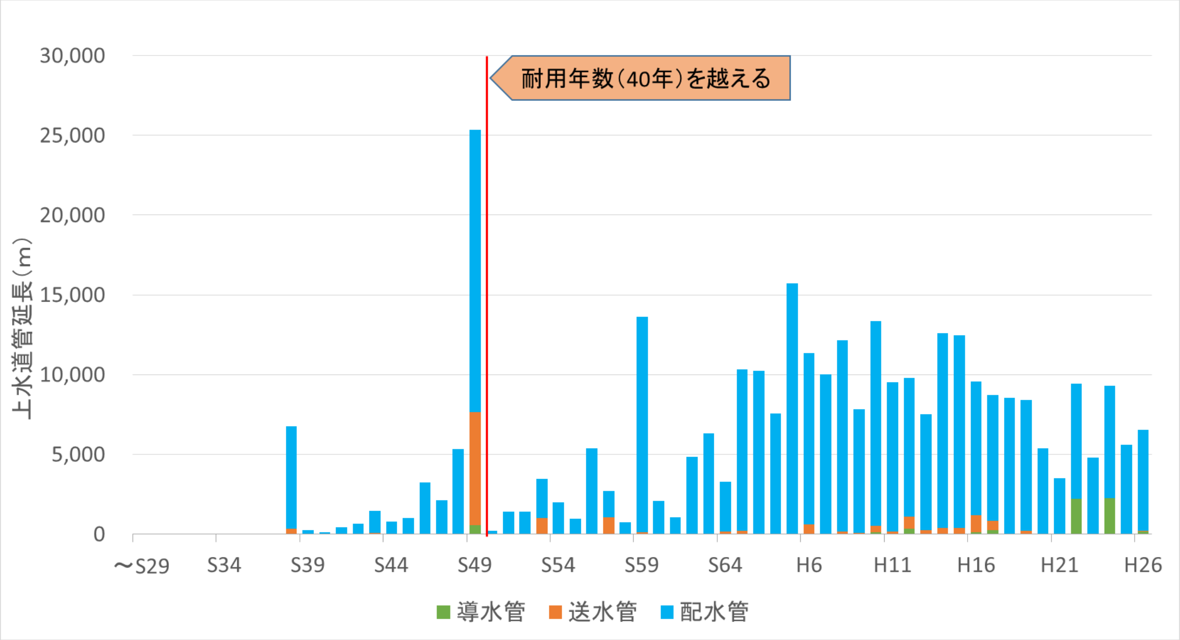

（出典）各課作成データ

（４）　下水道

本市では、市内を公共下水道事業整備対象区域と市町村設置型合併処理浄化槽整備対象区域に分け、公共下水道事業による計画的な雨水・汚水処理の整備を進めるとともに、高度処理機能を有する市町村設置型合併処理浄化槽の整備を進めています。

今後は、浄化センターや管渠等の老朽化に伴う更新とともに、管渠の耐震化を進めていく必要があります。

■公共下水道の状況

年　度	行政人口(A)	処理区域内人口(B)	水洗化人口(C)	普及率(B／A)	水洗化率(C／B)	整備面積(D)	認可面積(E)	整備率(D／E)
	人	人	人	%	%	ha	ha	%
平成21年度	43,012	32,166	27,341	74.8	85.0	931	1,160	80.3
22	42,832	32,085	27,292	74.9	85.1	932	1,275	73.1
23	42,605	32,149	27,404	75.5	85.2	933	1,279	72.9
24	42,708	32,170	27,426	75.3	85.3	934	1,279	73.0
25	42,478	32,074	27,363	75.5	85.3	948	1,279	74.1
26	42,109	31,922	27,353	75.8	85.7	974	1,279	76.1

※各年度末　資料：市下水道課

（５）　公園等屋外施設

本市の都市公園は、総合公園の寒河江公園をはじめ西根公園など 38 公園、42.3 ヘクタールが整備されています。

その他、国から占用許可を受けて最上川寒河江緑地を整備したほか、県営の最上川ふるさと総合公園内には、市が大型遊具を整備しています。

本市の屋外スポーツ施設として、昭和 39 年度に１周 300ｍの陸上競技場、昭和 41 年度に野球場を建設しましたが、グラウンドは非公認で、野球場の夜間照明は老朽化により取り壊しています。その他、夜間照明付き砂入り人工芝テニスコート４面の市民テニスコートを整備しています。

２．人口・世帯数

２－１．人口・世帯数の推移

平成 26 年 10 月 1 日現在、本市における人口は 41,472 人、世帯数は 13,159 世帯となっています。人口は平成 17 年（43,625 人）頃をピークに減少傾向にあります。世帯数は、平成 17 年以降、約 13,000 世帯前後で推移しています。

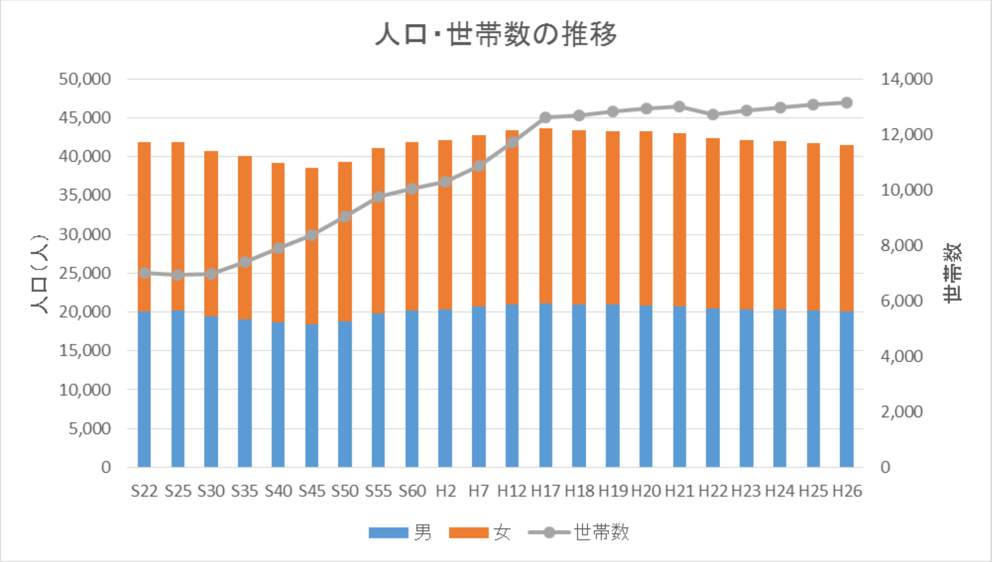

※各年 10 月 1 日、昭和 25 年までは現在の市域に組替えたものである。平成 18 年～21 年、23 年～26 年は推計人口による。
（出典）国勢調査、山形県社会的移動人口調査

２－２．年齢（３区分別）人口の推移

本市の生産年齢人口は昭和 60 年をピークにこれまで緩やかに減少しており、今後は急速に減少すると予測されています。一方、老年人口は増加を続けており、ピークとなる平成 37 年まで増加を続けると予測されています。

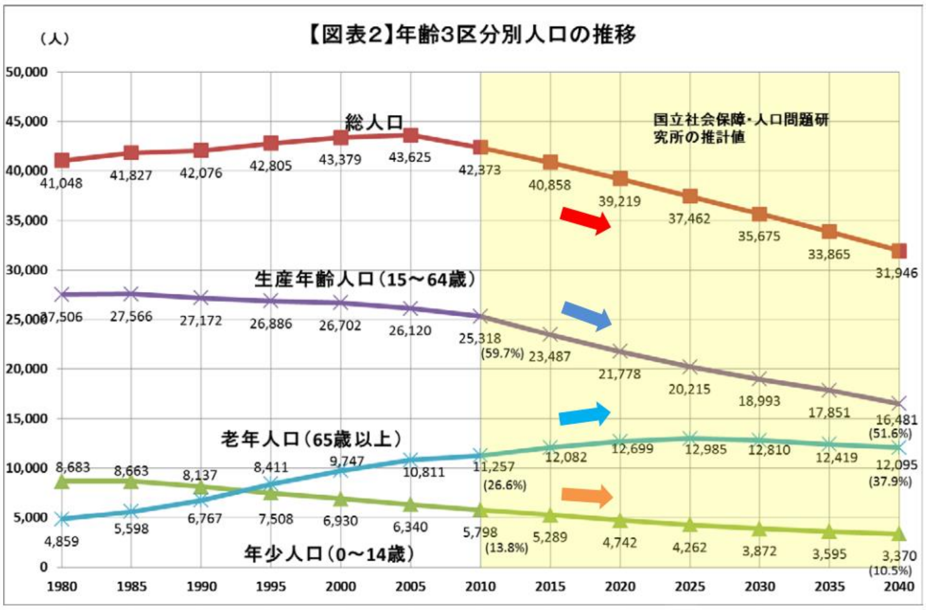

※2010 年までは国勢調査の結果、2015 年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値
（出典）人口ビジョン（寒河江市）

２－３．地域別の人口の変化

平成 22 年から平成 28 年までの 6 年間での地区の人口の増減をみると、市の中心部、東部では人口が増加しているのに対し、西部、南部、北部では人口が減少しています。

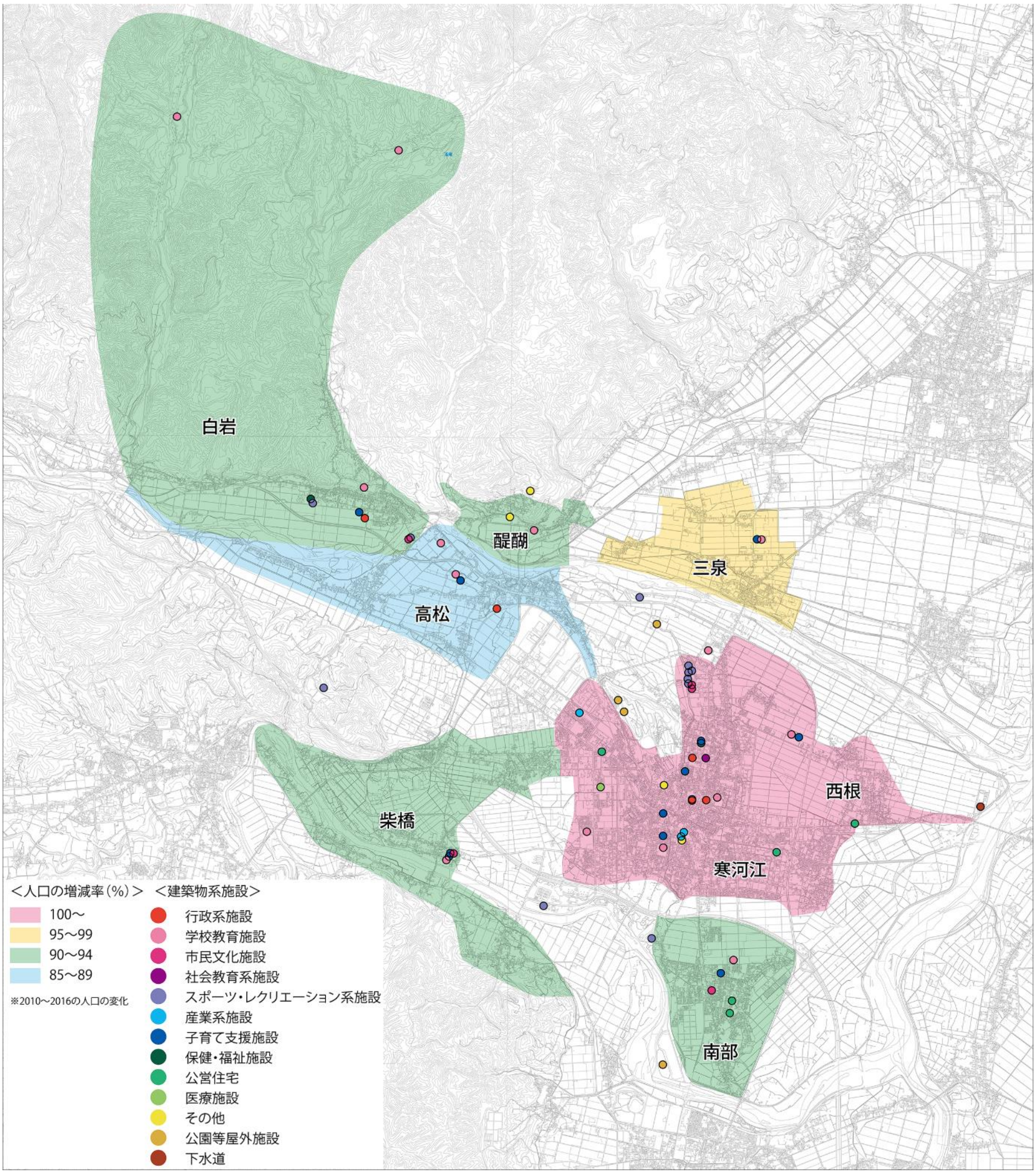

２－４．将来人口推計

本計画の目標年次である平成 37 年の将来人口は、人口ビジョン（寒河江市）では、施策の実施により 38,482 人と推計されています。

平成 27 年から平成 37 年の 10 年間で約 6%減少するなど、将来的に人口減少が続くと予測されることから、今後の人口規模に応じた都市のあり方（コンパクトシティ化等）や行政サービスのあり方（量から質へ）などを考えて行く必要があります。

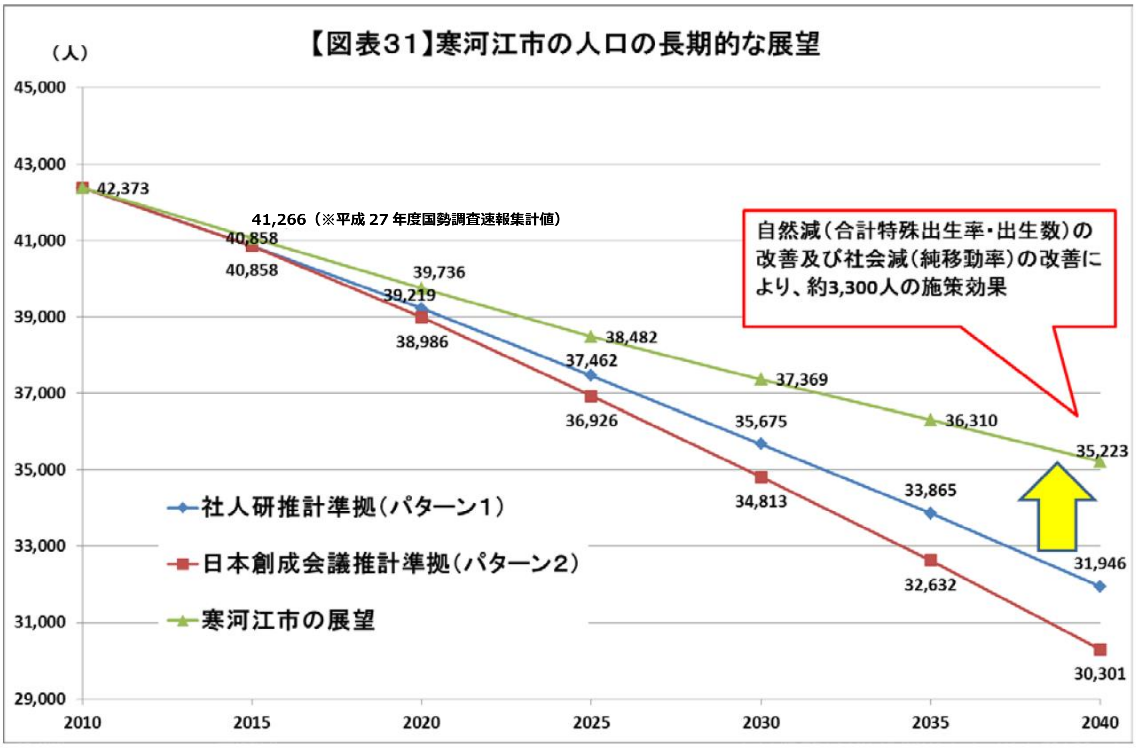

・施策効果により 2040 年の人口は、社人研推計準拠（パターン１）よりも 3,277 人、日本創成会議推計準拠（パターン２）よりも 4,922 人増加の 35,223 人と見込まれる。

（出典）人口ビジョン（寒河江市）

３．市民ニーズ

（１） 市民アンケートから

『第 6 次寒河江市振興計画』策定に向けた市民アンケート調査を平成 27 年 5 月に実施しました。（回答者数 769 名、回収率 38.5%）

市民アンケートの中で、市内の公共施設のあり方について以下の回答が得られています。

問①　市内公共施設の利用頻度

・月１回以上利用する頻度が高い施設は、「レジャー施設」「多目的施設」「市図書館・美術館・郷土館」などです。また、時々利用するを含めて利用頻度が高い施設は、「レジャー施設」「市役所」「多目的施設」が挙げられています。

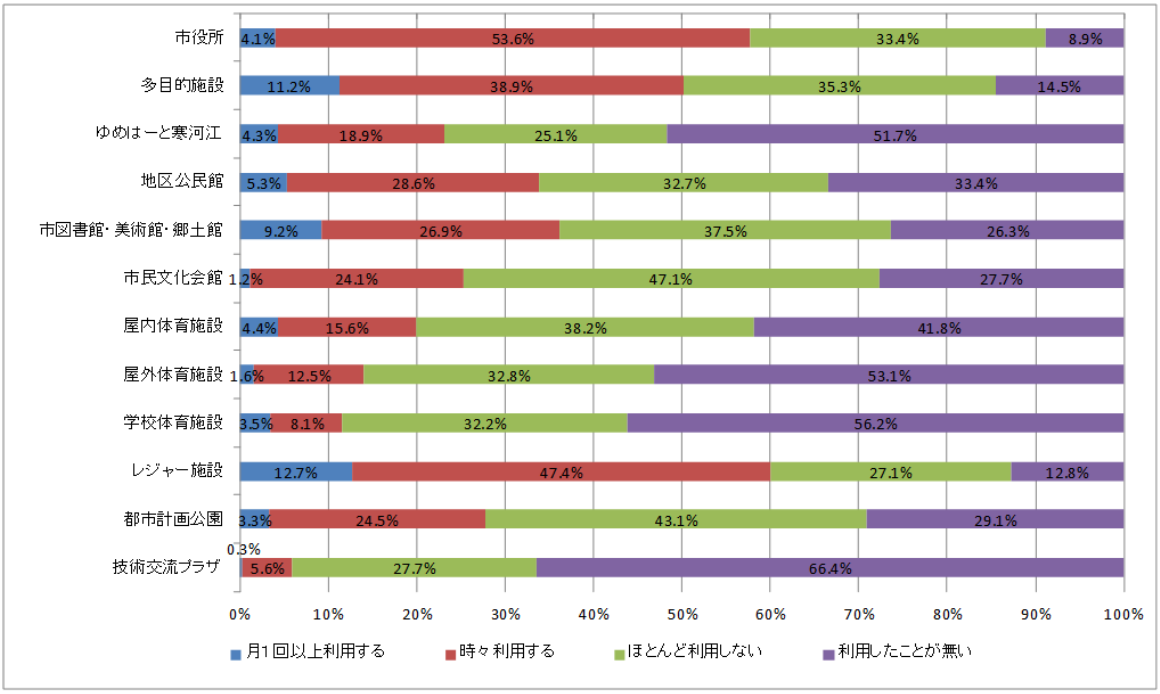

※多目的施設（ハートフルセンター（ゆめはーと寒河江を除く）、文化センター（市民文化会館を除く）、フローラさがえ（市美術館を除く））

※屋内体育施設（市民体育館、多目的運動場（チェリーナさがえ）、西部地区体育館など。学校施設を除く）

※屋外体育施設（野球場、テニスコート、陸上競技場、運動広場（チェーランド内など）、多目的水面広場（グリバーさがえ）など。学校施設を除く）

※学校体育施設（主にスポ少、社会教育団体等利用団体での利用）

※レジャー施設（神輿会館、道の駅寒河江（チェリーランド内）、いこいの森、二の堰親水公園、葉山市民荘、市民浴場、最上川総合公園内遊具施設、老人福祉センターなど）

※都市公園（寒河江公園、八幡原 1.2.3 号公園、西根公園、みこし公園（寒河江駅前）、せせらぎ公園（寒河江駅前足湯）など）

問②　将来の公共施設等の数や規模をどのようにしていくべきか

・「統廃合も含め、施設のあり方を見直し、人口規模等に見合った内容にする」が最も多く約７割を占めました。

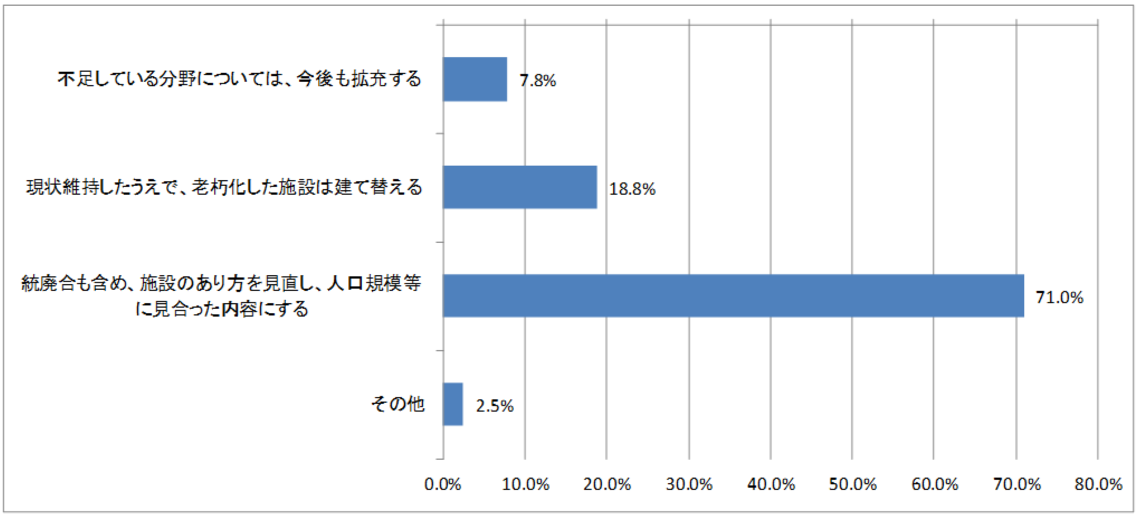

問③　問②を実行するためには、どのようなことが必要か

・「市民に情報を多く提供し、市民と一緒に考え、減らすべきものは減らし、必要なものを選択する」が最も高く約 54％を占めました。

・「市が維持管理すべきか、民間の力を借りて維持管理するかなど、管理体制を根本的に考えるべきだと思う」も約 26％を占めました。

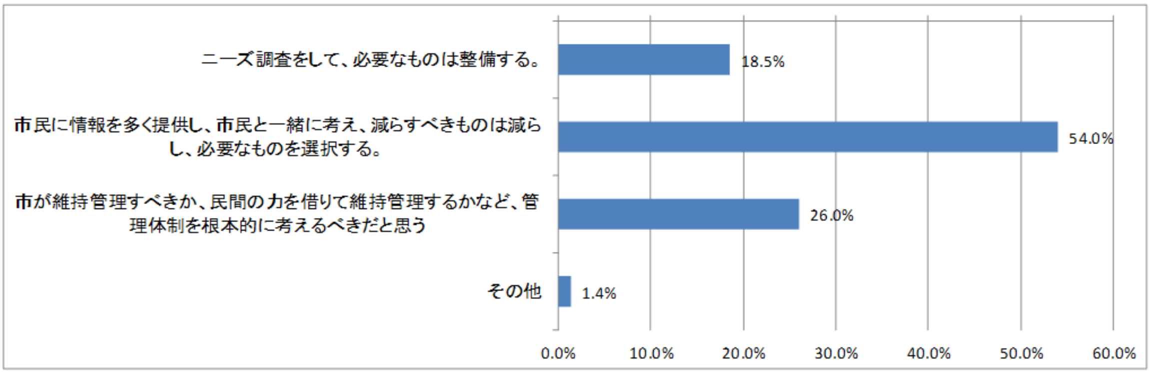

（２）　その他

市民 100 人評価委員、地域座談会、議会報告会、市長への手紙等では、道路整備等への要望が全地域で最も多く挙げられているなど、以下のような公共施設等の総合管理に係わる市民の意見が挙げられています。

- 道路整備、道路改良、道路拡幅等への要望
- 橋りょうの拡幅・架替えや下水道整備などインフラ施設への要望
- 公園や屋内運動施設※、高齢者福祉施設、保育所等の施設整備への要望
- フローラ・ＳＡＧＡＥや美術館等の有効活用への要望
- 学校の廃校への不安、廃校利用についての意見
- 庁舎や学童保育施設の耐震化に関連した意見
- 図書館のバリアフリー化への要望
- 公民館の改修への支援の要望
- 公営住宅の荒廃への不安意見　　など

※平成 26 年１月に整備、オープン

４．財政の状況

４－１．歳入・歳出の推移

（１）　歳入の推移

本市の平成 26 年度における普通会計の歳入額は約 163 億円です。自主財源の根幹である市税は、約 50 億円前後（約 32%）で推移しています。なお、道路を含む公共施設の建設費には国県支出金、市債のほか、税金などの一般財源が充てられます。

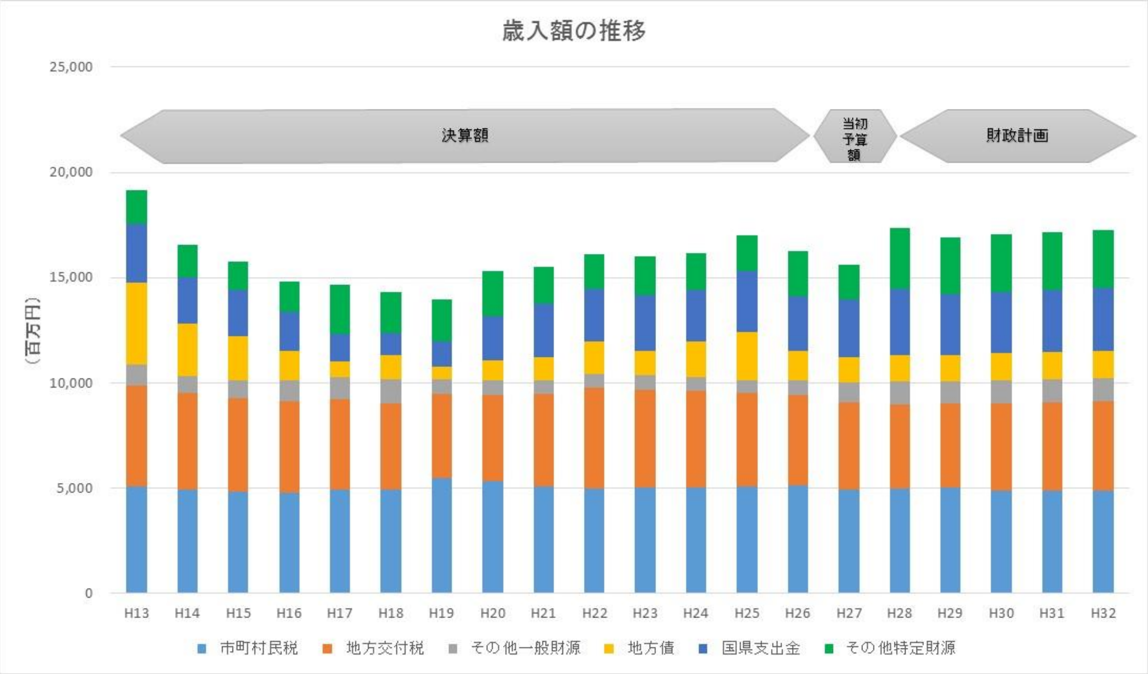

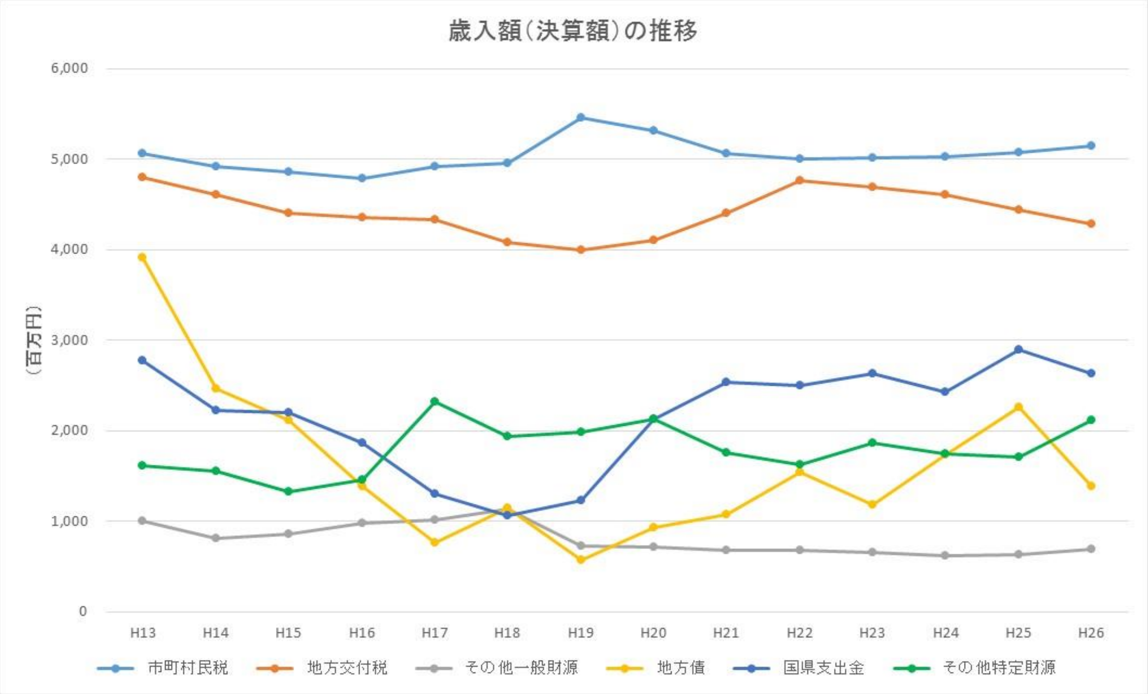

（２）　歳出の推移

本市の普通会計の歳出額は、少子高齢化社会の進展に伴い扶助費が増加しています。公共施設等の整備（取得・更新等）にかかる投資的経費は、平成 19 年度以降、耐震化等の対策を行ったため増加に転じています。公債費は、近年大型の整備事業が集中した影響で、元利償還金はピークの平成 20 年度まで増加し、その後減少傾向で推移しています。なお、公共施設等の整備は投資的経費、維持費は維持補修費になります。

（３）　課題

今後の人口減少、特に主たる納税者となる生産年齢人口の減少に伴い市税収の伸び悩みも予測される中、後年度負担となる市債の発行を増加させないためには、公共施設等の維持管理に係る歳出を抑制するための対策が必要となります。また、将来的な維持更新等を着実に実施していくため、また、財政負担を平準化するために基金の充実が必要です。

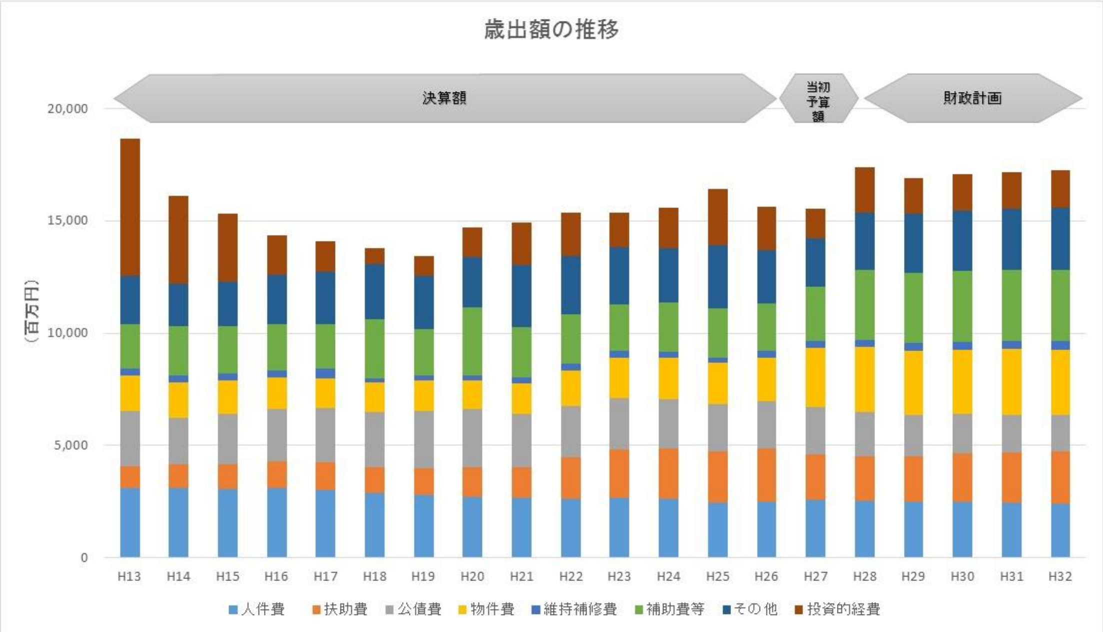

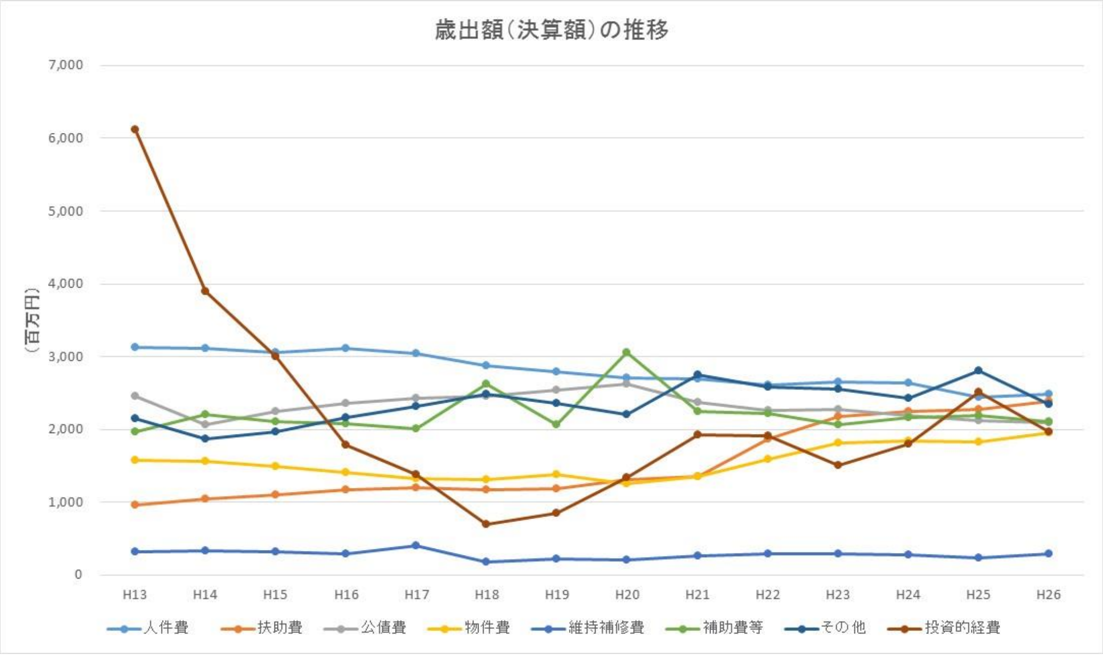

５．更新等に係わる費用予測

５－１．試算条件

本市が保有する公共施設等の将来更新費用の推計について、公共施設等総合管理計画策定指針（総務省）に基づき、総務省が公開する「更新費用試算ソフト」（一般財団法人地域総合整備財団提供）を活用し、現在保有する公共施設等を全て保有し続けた場合の費用を試算しました。試算は、建築物系とインフラ系をそれぞれ算出し、その後、合算しました。

【推計期間】　・40 年（2054 年度まで）

【試算の考え方（参考：公共施設等更新費用試算ソフト仕様書）】

①推計の対象

・建築物系施設（普通会計の建築物及び病院）、インフラ系施設（道路、橋りょう、上水道及び下水道、公園）

②推計の手法

・現在の公共施設等をそれぞれ設定した耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して推計
・公共施設等の面積・延長の数量データに更新単価を乗じることにより将来の更新費用を推計
・更新単価は、これまでの工事の実績等を基に設定された「更新費用試算ソフト」の値を採用

③耐用年数・更新の考え方

1) 建築物系施設

・建替えは、標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）とされる 60 年を採用する。また、設計、施工と複数年度に渡り費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないように建替え期間を３年とする。
・大規模改修は、耐用年数の半分である建設後 30 年で建築物の大規模改修を行うと仮定する。また、設計、施工と複数年度に渡り費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないように修繕期間を２年とする。
・また、近年、大規模改修が行われた公共施設は、次の建替えまでの大規模改修費を除外した。

2) インフラ系施設

道路	・道路は、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備していくため、年度別に把握することは困難である。そのため、現在の道路の総面積を、舗装部分の更新（打換え）の耐用年数で割ったものを、1 年間の舗装部分の更新量と仮定する。 ・道路の耐用年数は、舗装の耐用年数の 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12～20 年のそれぞれの年数を踏まえ 15 年とし、全整備面積をこの 15 年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定する。
橋りょう	・橋りょうは、整備した年度から法定耐用年数の 60 年を経た年度に更新すると仮定する。
上水道	・上水道管は、整備した年度から法定耐用年数の 40 年を経た年度に更新すると仮定する。 ・ポンプ場庁舎等は建築物系施設と同様の試算を行う。この試算結果は、建築物系施設の推計に含まれる。
下水道	・下水管路の総延長を更新年数（50 年）で割った延長を１年間の更新量と仮定し、更新費用を乗じることにより更新費用を試算する。 ・浄化センターは建築物系施設と同様の試算を行う。この試算結果は、建築物系施設の推計に含まれる。

公園等	・公園等に関しては、寒河江市の維持修繕費の過去３箇年（平成 24 年度～平成 26 年度）実績の平均費用（約 0.2 億円/年）が、今後、毎年かかることとする。 ・管理棟などの建築物については、建築物系施設と同様の試算を行う。この試算結果は、建築物系施設の推計に含まれる。

④積残し分の処理

・シミュレーション時点で大規模改修や建替えがなされなければならないはずの施設が、残されている場合に、当初数年間で均等に大規模改修・建替えを行うものと想定する。

○建築物系施設

・建替えの積み残し処理を割り当てる年数は、10 年とする。
・大規模改修の積み残し処理を割り当てる年数は、試算の時点で、建設時からの経過年数が 31 年以上 50 年までのものについては今後 10 年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より 51 年以上経ているものについては建替えの時期が近いため、大規模改修は行わずに 60 年を経た年度に建て替えると仮定する。

○橋りょう

・橋りょうの積み残し処理を割り当てる年数は、5 年とする。

○上水道

・上水道の積み残し処理を割り当てる年数は、5 年とする。

⑤更新の考え方・単価設定（まとめ）

<table>
<tr><th>施設等</th><th>更新の考え方・単価設定</th></tr>
<tr><td>ⅰ.建築物</td><td>○建替え　　：更新年数 60 年、建替期間3年
○大規模改修 ：実施年数 30 年、修繕期間2年
○現時点で積み残している建替え・大規模改修の処理 ：割り当てる年数 10 年
○建替え費・大規模改修費
<table>
<tr><th>公共施設</th><th>建替え</th><th>大規模改修</th></tr>
<tr><td>行政系・市民文化系・産業系・社会教育系・医療施設</td><td>40万円/㎡</td><td>25万円/㎡</td></tr>
<tr><td>スポーツ・レクリエーション系・保健・福祉施設</td><td>36万円/㎡</td><td>20万円/㎡</td></tr>
<tr><td>学校教育系、子育て支援施設等</td><td>33万円/㎡</td><td>17万円/㎡</td></tr>
<tr><td>公営住宅</td><td>28万円/㎡</td><td>17万円/㎡</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>ⅱ.道路</td><td>○更新年数 ：15 年で舗装部分の打換え
○更新費
<table>
<tr><th>道　路</th><th>更新単価</th></tr>
<tr><td>市道</td><td>4,700円/㎡</td></tr>
<tr><td>自転車歩行者道</td><td>2,700円/㎡</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>ⅲ.橋りょう</td><td>○更新年数 ：60 年
○現時点で積み残している更新処理 ：割り当てる年数 5 年
○更新費
<table>
<tr><th>橋りょう</th><th>更新単価</th></tr>
<tr><td>PC橋、RC橋</td><td>425千円/㎡</td></tr>
<tr><td>鋼橋</td><td>500千円/㎡</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>ⅳ.上水道</td><td>○更新年数 ：40 年
○現時点で積み残している更新処理 ：割り当てる年数 5 年
○更新費
<table>
<tr><th colspan="2">上水道</th><th>更新単価</th></tr>
<tr><td>導水管</td><td>300mm未満</td><td>100千円/m</td></tr>
<tr><td>送水管</td><td>300mm未満</td><td>100千円/m</td></tr>
<tr><td></td><td>300mm～500mm未満</td><td>114千円/m</td></tr>
<tr><td>配水管</td><td>150mm以下</td><td>97千円/m</td></tr>
<tr><td></td><td>200mm以下</td><td>100千円/m</td></tr>
<tr><td></td><td>250mm以下</td><td>103千円/m</td></tr>
<tr><td></td><td>300mm以下</td><td>106千円/m</td></tr>
<tr><td></td><td>350mm以下</td><td>111千円/m</td></tr>
<tr><td></td><td>400mm以下</td><td>116千円/m</td></tr>
<tr><td></td><td>450mm以下</td><td>121千円/m</td></tr>
<tr><td></td><td>500mm以下</td><td>128千円/m</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>ⅴ.下水道</td><td>○更新 ：総延長を更新年数（50 年）で割った延長を1年間の更新量と仮定
○更新費
<table>
<tr><th>下水道</th><th>更新単価</th></tr>
<tr><td>延長</td><td>124千円/m</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>ⅵ. 公園</td><td>○寒河江市の維持修繕費の過去3箇年（平成 24 年度～平成 26 年度）実績の平均費用（約 0.2 億円/年）が、今後、毎年かかることとする。（管理棟などの建築物を除く）</td></tr>
</table>

５－２．建築物系施設の更新費用の推計

総務省ソフトに基づき、将来更新費用を試算すると、本市の建築物系施設の今後 40 年間の総事業費は、約 822.6 億円で、年平均は約 20.6 億円/年と見込まれます。

今後 10 年間で大規模改修が必要な建築物系施設への対応が集中します。

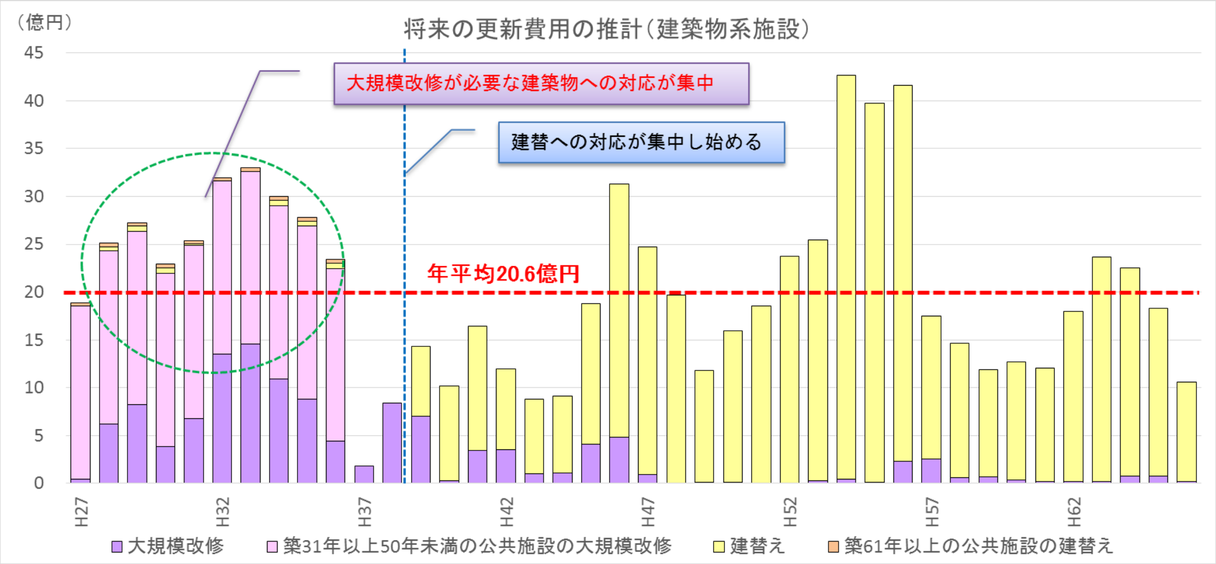

５－３．インフラ系施設の更新費用の推計

総務省ソフトに基づき、将来更新費用を試算すると、本市のインフラ系施設の今後 40 年間の総事業費は、約 818.8 億円で、年平均は約 20.4 億円/年と見込まれます。

施設類型	今後 40 年間の総事業費	年平均
道路	265.3 億円	6.6 億円/年
橋りょう	33.3 億円	0.8 億円/年
上水道	322.2 億円	8.1 億円/年
下水道	189.3 億円	4.7 億円/年
公園等	8.7 億円	0.2 億円/年

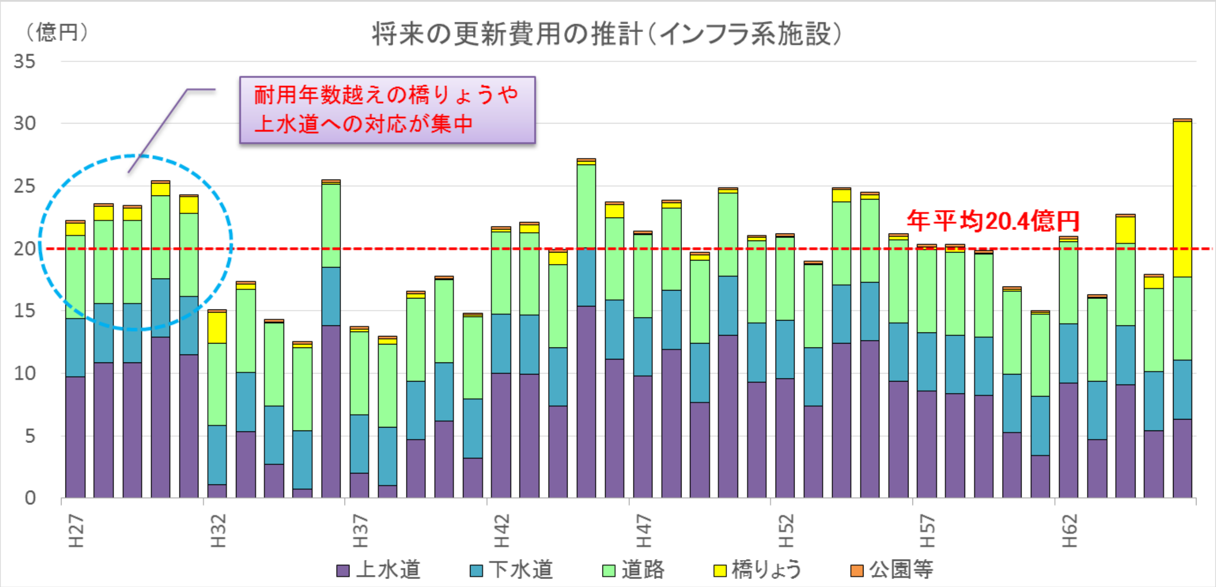

５－４．全体更新費用の推計

総務省ソフトに基づき、推計した建築物系とインフラ系の将来更新費用を合算した結果、建築物系施設及びインフラ系施設の今後 40 年間の総事業費は、約 1,641 億円で、年平均は約 41.0 億円/年と見込まれます。

計画期間である今後 10 年間で建築物系施設の大規模改修等やインフラ系施設の更新などへの対応が集中します。

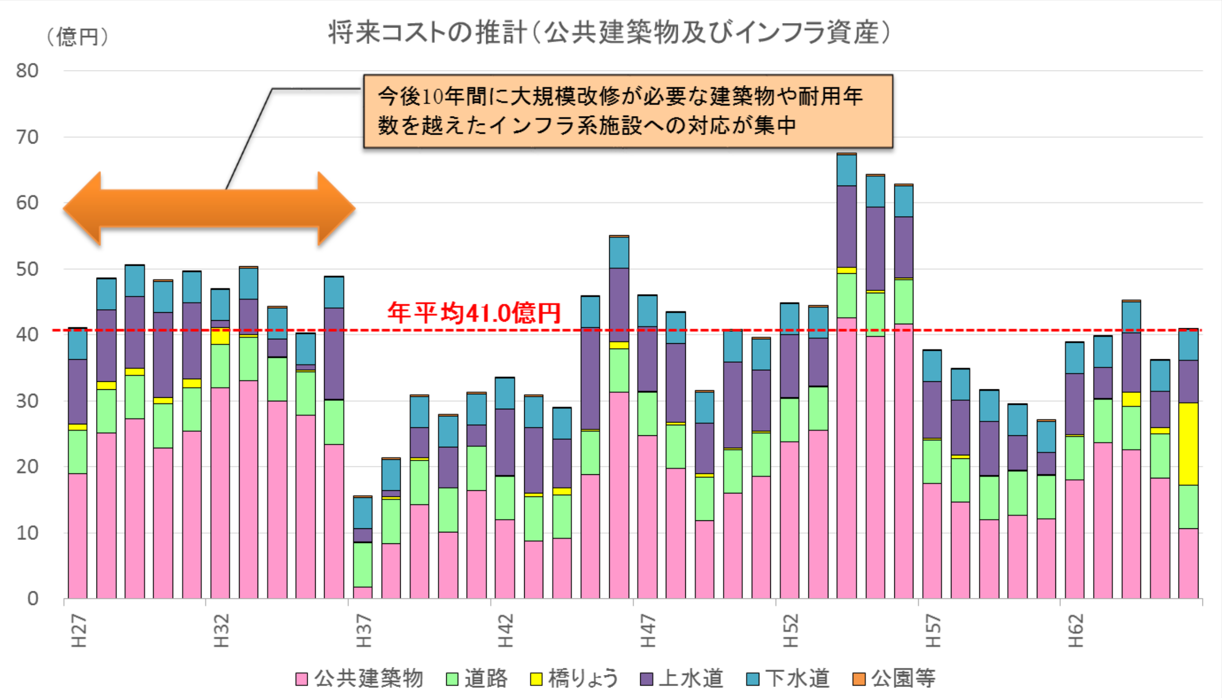

●当初 10 年間（平成 28～平成 37 年）で発生する更新・改修

１ 公共建築物

・大規模改修が必要な 30 年を迎える（過ぎている）建築物の改修

・建替が必要な 60 年を迎える（過ぎている）建築物の更新

２ 道路

・毎年の舗装の打ち換え

３ 橋りょう

・法定耐用年数 60 年を迎える（過ぎている）橋りょうの更新

４ 上水道

・法定耐用年数 40 年を迎える（過ぎている）上水道管の更新

５ 下水道

・法定耐用年数 50 年を迎える（過ぎている）下水道管の更新

６ 公園等

・毎年の管理事業費

■今後10年間で更新・改修の対象となる公共建築物

施設類型	建物名	築年数
行政系施設	寒河江市役所	48
	寒河江市役所分庁舎（車庫）	39
	消防コミュニティハウス	22
学校教育系施設	寒河江小学校	29
	南部小学校	31
	西根小学校	38
	柴橋小学校	27
	高松小学校	34
	白岩小学校	33
	幸生小学校	28
	陵南中学校	44
	陵東中学校	47
	陵西中学校	41
	寒河江中部小学校	37
	三泉小学校	25
市民文化系施設	柴橋地区公民館（体育館）	64
	柴橋地区公民館（主要施設）	36
	勤労青少年ホーム	42
	市民文化会館	41
	中央公民館	41
	西部地区公民館	33
	南部地区公民館	45
社会教育系施設	市立図書館	24
スポーツ・レクリエーション系施設	市民プール	35
	市民体育館	35
	葉山市民荘	35
	市民浴場	33
	西部地区体育館	32
	市民弓道場	27
	屋内ゲートボール場	27
	市民体育館合宿所	26
	チェリーランド	25
	いこいの森管理施設	24
	市民プール付帯施設	38

施設類型	建物名	築年数
産業系施設	技術交流プラザ	22
	中心市街地活性化センター（フローラ・ＳＡＧＡＥ）	33
子育て支援施設	なか保育所	37
	みなみ保育所	43
	しばはし保育所	38
	にしね保育所	37
	児童センター	35
	しらいわ保育所	35
	たかまつ保育所	34
	なか保育所みいずみ分園	23
保健・福祉施設	老人福祉センター	40
	シルバー人材センター作業所	58
公営住宅	西寒河江公営住宅	53
	西浦公営住宅	44
	高屋公営住宅	33
	市営住宅ひがし団地	36
	市営高田団地	23
医療施設	市立病院	40
その他	高松駅駐輪場	22
	旧寒河江服装専門学校	63
	旧田代小学校	36
	慈恩寺手水乃館（公衆便所）	25
インフラ系施設の建築物	寒河江公園四阿	37
	寒河江公園管理棟及び資材倉庫	45
	二ノ堰親水公園管理施設	22
	浄化センター	32

注：建築年は平成 27 年 12 月末現在
　　更新･改修の考え方は 26 ページを参照してください。

６．現状や課題のまとめ

①公共施設の多くが、今後数十年間に大規模な改修・更新が必要な時期を迎える。（品質の適正性）

…公共施設等の多くが昭和 42 年から平成８年に建設されており、建築物系施設の約７割が既に築 30 年を越えており、老朽化や機能の低下が発生しています。このため、施設の品質を適正に保つには大規模な改修や更新が必要であり、その時期が集中することとなります。

②市全体の人口が減少している一方、公共施設等の数量は維持されており、人口に比較して過多な状況が進む。（数量の適正性）

…少子化の進展等により、市全体の人口が平成 17 年頃をピークに減少に転じています。一方、市民ニーズに対応して公共施設等の数量は維持されており、今後、人口と比較して過多な状況が発生すると予想されるため、数量を適正に保つための施策が必要となります。

③今後 10 年間に大規模な改修や更新に必要なコストが発生し、コストに対応できる財源に限界が生じている。（コスト／財務の適正性）

…少子化等に伴う生産年齢人口の減少が続き、市税の減収が続く反面、高齢化等に伴う扶助費が増加し、維持更新費の財源不足が予想されます。一方、今後 10 年間に大規模改修が必要な施設が数多くあり、改修・更新コストの増加が見込まれ、財務の適正性を保つ施策が求められます。また、同じ税負担を行う市民間でも利用者と未利用者間で不公平感が生じる恐れもあり、増額を含む新たな使用料の設定が必要になります。

④公共施設の利用者数は、利用者・団体の固定化等によりほぼ横ばいとなっており、増加が見込めない。（利用者の多様化）

…公共施設の利用者数は、利用者の固定化等により近年横ばい傾向になっています。今後は、一度に大人数が使うのだけではなく、グループで広く多様な使い方ができる環境や仕組みを作ることが必要になってきます。結果、利用者増と施設の機能向上につながります。そのためには、市民ニーズに対応した有効的な活用方法や利用内容について、施設の特性に合わせ市民と一緒に検討することが必要になります。

⑤少子高齢化が進む中、公共施設等を利用する市民ニーズも変化しつつあり、不要となる機能、新たに必要となる機能が発生する。（有効活用度）

…少子高齢化が進展する中、公共施設等に求められるサービスや機能を新たな市民ニーズに対応して切り替える必要があります。このため、不要になった機能は整理するとともに、公共施設等の更新・改修等に際しては新たなニーズに対応した機能を確保し、施設の有効活用を進めることが求められます。

・以上から、公共施設の総量の適正化を実行し、財源に見合う公共施設の維持・更新、並びに公共サービスのあり方を検討することが必要となっています。

第３章　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

公共施設等について更新・効率化等を含めどのように管理していくか、また施設管理の体制として、庁内の推進体制や市民の参加のあり方、情報管理・共有のあり方について示しています。

第３章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

１．基本方針

現状や課題に対する基本認識を踏まえ、基本的な方針を整理します。

（１） 市民への情報提供・普及を行います

最優先の取組として、この計画書等を通じて市民への公共施設の情報提供を行います。

…昭和 40 年代から急速に整備してきた公共施設等の老朽化が進み、ここ 10 年の間に更新時期を迎え、施設のあり方から見直す必要があることなどを、この計画書や市統計情報等の資料により市民に広く周知します。

…公共施設の情報提供を通じて機会をとらえ、説明、意見交換を行い、一人でも多くの市民に公共施設の現状と課題を知ってもらえるようにします。

（２） 短期間での更新時期を迎える公共施設等に対して、改修・更新の適正化・長寿命化により、コスト縮減、財政負担の平準化を行います

今後、10 年間に集中して多くの公共施設等の更新時期を迎えることから、限られた予算の中では、短期間での大規模な改修や更新等が難しいため、対応時期の平準化を行うとともに、公共施設等の適切な維持管理と長寿命化を進め、事業に係るコストや財政負担の縮減を行います。

…施設の状況や財政状況等を総合的に判断し、改修や更新の優先順位を検討します。

…機能低下前に補修等を行う予防的な維持管理や、補修と改修をうまく組み合わせ長寿命化を進めるなどし、コストの縮減を行います。

…短期間での公共施設等の改修・更新に対応するため、財政調整基金[*7]や公共施設等の改修・更新を目的とした特定目的基金等の充実を行います。

（３） 人口減少を見据えた公共施設等の整備更新を行います

本市の人口は、今後減少が見込まれているため、新規施設の整備は最小限に抑制し、既存の公共施設は適切な維持管理によって、できる限り長期間使用します。

併せて、市民ニーズに対応した機能を確保する整備・更新・改修等を行います。

①将来の人口減少を見据え、市・地域にとって必要な公共施設等の数量の適正化を行います

…本市の人口は減少傾向にあるため、公共施設全体の延床面積を、本市の人口減少や財政状況に合わせ施設を整備していきます。

…公共施設は、コミュニティの核となり得る施設であるため、まちづくりや防災、地域の拠点など、担っている多様な役割に十分留意し、縮減を検討します。

[*7] 市税などの歳入が年度によって増減するため、年度間の財源調整を図り計画的な財政運営を行うための貯金。

②少子高齢化や市民ニーズへ対応できる機能を確保するために、公共施設等の用途転用・機能の複合化などにも対応していきます

…建築物は、少子高齢化の進展や市民ニーズの変化とともに、公共施設に求められる用途や機能なども変化する場合があります。この場合、建築物の内部の改修による「用途(機能)転用」や、一棟の建築物に複数の機能を盛り込む「複合化」などによって、市民ニーズの変化等に適切に対応していきます。

③公共施設等の維持管理費用を確保します

…不要と判断された公共施設は、必要に応じて解体を行うほか、積極的に貸付や売却を行い、今後増加する公共施設の改修費用の一部として活用します。

（４）　市民が公共施設のあり方や必要性について市とともに考え、サポートしていける体制をつくります

市民が全市的あるいは地域それぞれの視点から公共施設等のあり方や必要性について市とともに考え、サポートを行っていくため、市は、公共施設等に関する情報提供や市民が考え検討できる場の設定・提供、サポート体制の構築などを行い市民参加を促します。

①公共施設等を有効的に活用する仕組みづくりを行います

…施設の整備、或いは管理方法を検討する段階から市民参加を促し、余剰・重複する機能の整理や、市民負担とサービス水準、維持管理に向け、市民との連携を検討する場を設けます。

…検討し整理された意見やアイデアは市に提言として提出する制度を作ります。

…整備・管理方針決定以降も、市民が自ら参加或いは市と市民が連携し続けられる体制を作ります。

②公共施設等の活用をサポートするソフト事業への支援を行います

…公共施設の設置運営は単なる建物を維持管理するだけではなく、それを使う人や仕組み（ソフト）が対となって初めて大きな能力を発揮できます。そのため、必要なソフト事業へ支援を行う仕組みを作ります。

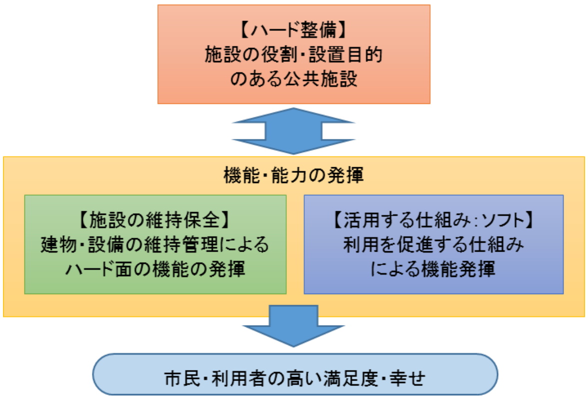

（５）　民間事業者等との連携により公共施設等のサービス向上やコスト縮減を図ります

公共施設の維持管理・運営や新規整備における事業提案や資金調達を、民間事業者や各種団体等と連携し進めます。民間経営の発想やノウハウの活用によって、施設の機能を最大限に発揮させて市民サービスを向上させるとともに、主に維持管理にかかる行政コストの縮減に努め健全な公共施設の運営を行います。

①指定管理者制度の導入を進めます

…公の施設の管理運営について、これまでの管理委託制度に代わり導入された指定管理者制度を今後も推進します。

…１施設に対して１団体による指定管理に加え、例えば施設の維持管理会社と福祉事業者による指定管理体制を導入するなど、公共施設の機能を発揮するための新たな仕組の導入を検討します。

②PPP*[8]、PFI*[9]の活用を検討します

…これまでのように、民間が公共施設の運営・維持管理のみに携わるのではなく、市が保有する公共財産を最大限に活かすため、民間が新たな公共施設等の建設や機能転換、効果的な維持管理に携わることで財政負担の抑制につながる PPP や PFI の活用を検討します。

*[8] Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
*[9] Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

２．実施方針

２－１．実施目標

①人口が 11.8%減少することから、市全体及び地域の将来像を見据えながらも建築物系の延床面積の削減を目指します。

②現在、市が施設の維持・建設のために支出しているコスト 22.1 億円/年と推計した更新費用の 41 億円/年に大きなひらきがあるため、最適化により更新費用の削減を行います。

③削減する延床面積及び将来見込まれる費用については、今後、マネジメント基本方針、それに続く個別施設計画を策定する中で表すものとします。ただし、計画期間内で更新及び大規模改修を実施しない場合は、適正な維持保全に努めるとともに、一定額を特定目的基金に積み増しするなどし、必要な予算の確保を行います。

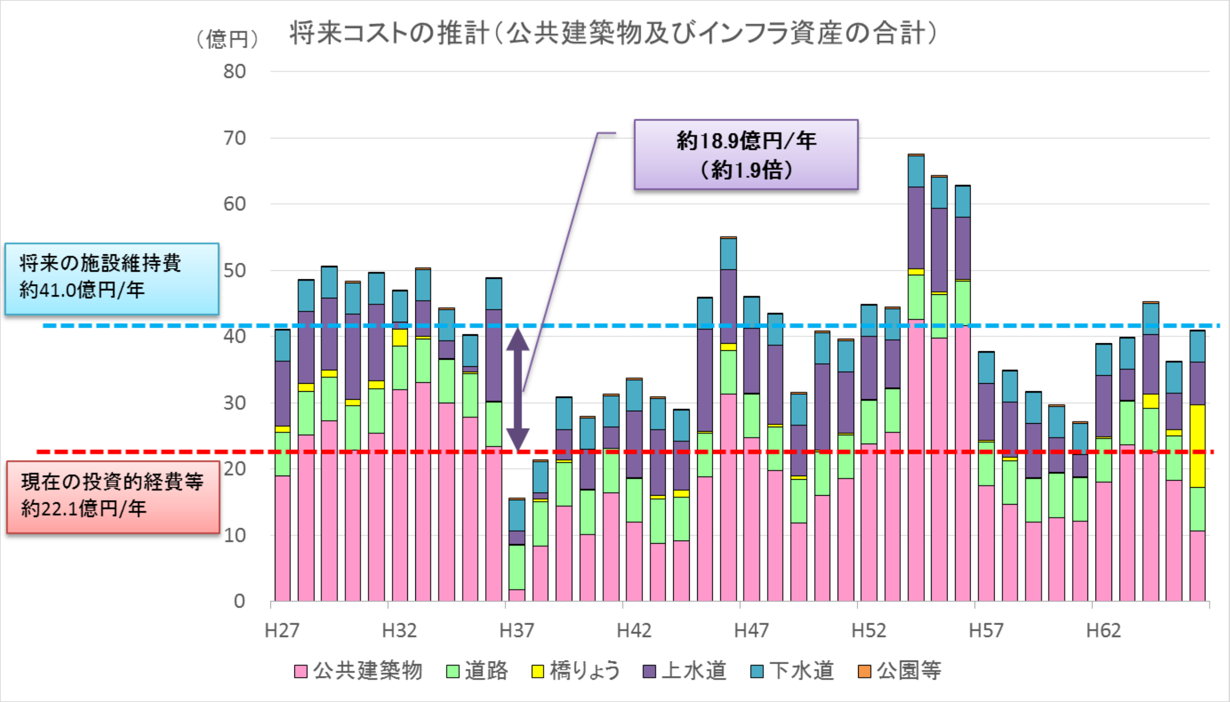

■公共施設等の将来コスト

２－２．項目ごとの実施方針

（１）　点検・診断等の実施方針

公共施設等は、利用状況や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。

公共施設等の安全性や快適性を確保しつつ、効果的な維持管理や更新を実施していくためには、不具合が発生した都度修繕を行う「事後保全」から、施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し、長持ちさせることを目的に計画的な補修を実施する「予防保全」への転換を目指すことで、既存公共施設を良好な状態に保ちます。

点検・診断等の実施にあたっては、耐震化事業を実施した際に、躯体の劣化診断は終了していますが、今後、大規模改修の検討材料にもなる劣化調査を実施及び検討します。点検・診断等では、施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性等を点検します。点検・診断により施設の状況を正確に把握するとともに、施設カルテ等に記録することにより情報を蓄積します。この情報は庁内で共有され、日常点検の水準を向上させます。

点検・診断等を実施する施設は、施設の継続的な利用をすることが見込まれている施設を対象とし、早期の停・廃止が見込まれる施設や更新が不要な施設、事後保全型管理により対応可能な施設（倉庫等）は対象から除き、効率的な管理を行います。

（２）　維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等の維持管理・修繕・更新等に際しては、対応時期が重複することで、年度ごとに係る予算も積み上がることから、点検・診断等を踏まえた優先順位を検討し、事業の前倒しや先送りにより、年度ごとの予算を平準化します。

また、財政状況を勘案しながら予防保全型管理により公共施設の機能保全を維持し、できるだけ長寿命化を図ることにより、ライフサイクルコスト*10の縮減を進めます。さらに、市地球温暖化対策実行計画の趣旨に沿った更新等を行うとともに、庁内で足並みを揃えた修繕が行える体制をつくります。

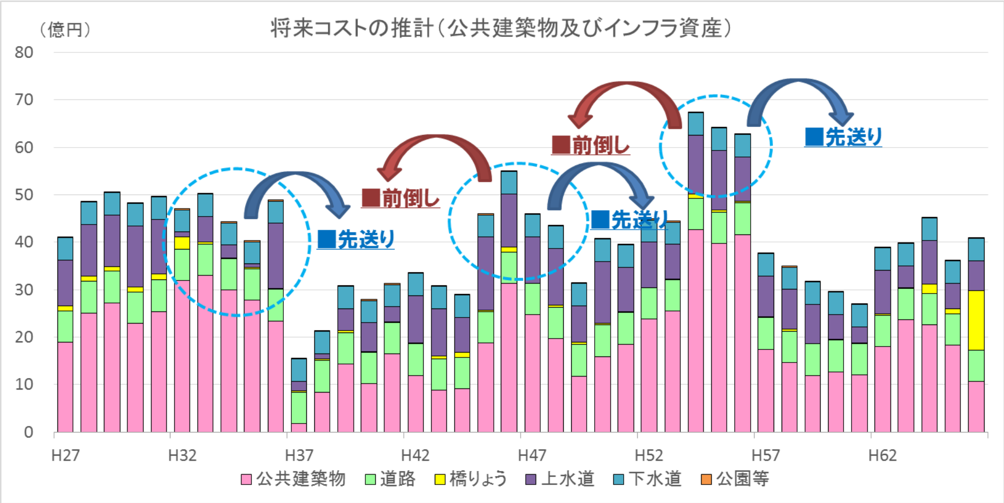

■事業の平準化イメージ

*10 企画・設計から維持・管理・処分に至る過程で必要な経費の合計額のこと。

（３）　安全確保の実施方針

公共施設等は、利用者や管理者等の安全確保とともに、資産の保全を目的とした安全確保が必要となります。

危険性が認められる項目としては、建物安全性（耐震対策、浸水対策等）、利用安全性（バリアフリー対策等）などが重要となります。

点検・診断等により、こうした危険性が認められた公共施設等については、安全確保の改修を実施します。また、高い危険性が認められた公共施設等や老朽化等により今後とも利用見込みのない公共施設等については、総合的な判断により、改修せずに供用廃止を視野に入れた安全の確保を行います。

このうち、耐震対策については、「寒河江市建築物耐震改修促進計画（平成 20 年 12 月）」を策定し、昭和 56 年以前に建築された既存住宅・建築物の耐震化を促進しています。なお、公共施設等については、防災活動の拠点施設及び避難所として機能する必要があることから、耐震化対策を終了しています。

（４）　長寿命化の実施方針

公共施設等の定期的な点検・診断を行い、劣化・損傷が軽微な段階で対策を実施し、公共施設等の長期使用、長寿命化を行います。

また、市では、既に「寒河江市橋梁長寿命化修繕計画（平成 23 年）」「寒河江市水道ビジョン（平成 24 年度）」などを策定しており、その他のインフラ系施設についても、長寿命化計画を策定する予定です。それぞれの計画内容について公共施設等の管理の実施方針との整合を図り、全庁的な観点から推進していきます。特にインフラ系施設については、安全に管理するための機材や人材の確保を推進します。

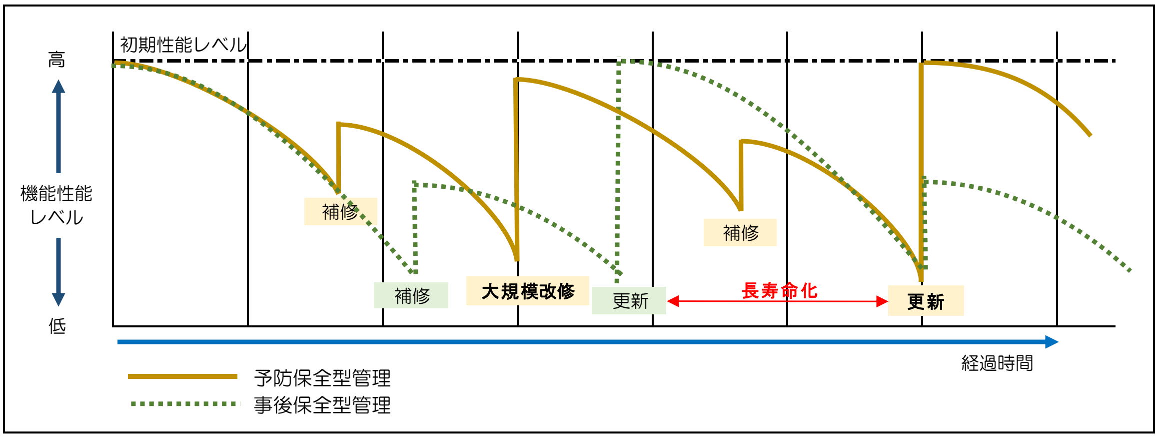

■長寿命化イメージ

（５） 整理方針

①施設の点検方針

公共施設等の整理にあたっては、施設の現状を把握するために施設を点検します。

点検に当たっては、評価指標に従い当初の整備目的、利用状況、施設の老朽化の状況、これまでの経緯、維持管理の実施状況等を把握・検証し、以下に示した評価指標に照らし合わせて総合的に評価します。

■点検における施設の評価指標（例）

分類	評価内容	
必要性	類似施設状況	：類似施設が地域に存在するかを評価
優先性	サービス機能	：教育・防災など優先すべきサービスかを評価
安全性・機能性	老朽化の状況	：築年数による評価
	耐震基準への適合	：新耐震基準へ適合しているかを評価
	バリアフリーへの対応	：車いす利用者や高齢者などが利用しやすいかを評価
経済性	面積あたりコスト	：延床面積１㎡あたりの支出を評価
	利用者数あたりコスト	：利用者１人あたりの支出を評価
利用性	面積あたり利用者数	：延床面積１㎡あたりの利用者数を評価

■点検結果を踏まえた施設の今後の方向性（例）

評価結果	取組の方向性
継続使用	・予防保全型管理に基づく計画的な維持修繕の実施　など
改善使用	・予防保全型管理に基づく計画的な維持修繕の実施 ・建替更新時の規模縮小の検討 ・他用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFI の活用等による用途変更　など
用途廃止	・施設の利活用(他用途への変更、民間への貸与等)の検討　など
施設廃止	・建物解体及び跡地の売却　など

②公共施設として活用出来ない資産の活用方針

公共施設の点検の結果、低利用・未利用の市有財産に関しては、売却や貸付等を進め、安定的な歳入の確保や管理経費の削減等に努めます。

売却・貸付にあたっては、買い手や借り手がつくよう、できるだけ早い時期の売買や条件整備などの工夫を行います。

■市有財産の有効活用策（例）

活用策	内　容
売却	利用が完了し、また、将来的にも利用する計画がない公共施設は売却し、財源の確保に努める。
民間への貸付	一定期間利用する見込みのない公共施設は、民間に貸付し収入を確保する。 また、地方自治法改正により可能となった空きスペースの貸付についても検討を進め、活用の範囲を拡大する。
地域での活用	地元自治会等で、行政目的内で活用される公共施設については、地域による維持管理を前提に、貸付や使用許可を行う。
広告・撮影等への貸出	公共施設等への広告の掲示やフィルムコミッションなど、市有財産を媒体とした広告や撮影への活用を図り収入を得る。

（６）　管理主体等に関する方針

①指定管理者制度等の活用

市では、公共施設等の管理に際して指定管理者制度を導入し、効率的で質の高い公共サービスの提供やコスト縮減を進めています。

今後とも、指定管理者制度の他、PPP及びPFIの活用を検討し、施設の維持管理や新規に建設するコストの縮減や行政サービスの向上に努めます。

■指定管理者制度の導入施設（平成27年度現在）

大分類	中分類	指定管理者制度の導入施設
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	市民体育館、市民プール、市民弓道場、屋内多目的運動場 市民体育館合宿所
	レクリエーション施設	チェリーランド、さくらんぼ会館、トルコ館、いこいの森
	保養施設	市民浴場、葉山市民荘
産業系施設	産業系施設	中心市街地活性化センター、技術交流プラザ、 寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路
子育て支援施設	幼保・こども園	しばはし保育所、にしね保育所、みなみ保育所
保健・福祉施設	高齢者福祉	老人福祉センター（屋内ゲートボール場）
	その他社会保健施設	総合子どもセンター
その他建築系公共施設	その他建築系公共施設	寒河江駅正面口駐輪場、寒河江駅南口駐輪場、慈恩寺第1. 第2駐車場
公園等屋外施設	公園等屋外施設	二の堰親水公園、最上川寒河江緑地、野球場、陸上競技場、 市民テニスコート

②維持保全に向けた取組体制

【庁内での連携体制】

公共施設等の維持保全を進めていくためには、日常的な維持管理が重要であり、その担い手となる職員が一定程度の経験に基づく技術力やノウハウを習得することが必要になります。

次に示す取組により維持保全の担い手の育成を行います。また、本計画策定後設置される庁内のマネジメントに関する会のメンバーを中心に、全庁的に管理者と維持担当職員が連携する体制を作ります。

＜庁内による維持保全に向けた取組の例＞

・国や県が実施している研修会への参加による技術力やノウハウの習得
・土木系の技術団体との連携により、技術の習得や最新情報を共有
・関係省庁が作成する点検マニュアルを理解し、点検マニュアルに基づく定期的な点検による予防的かつ計画的な対応の徹底
・職員が公共施設マネジメント推進の意義や必要性を理解し取り組んでいくため、庁内全職員を対象にした研修を開催してマネジメント意識を共有

※巻末に資料あり

（７）　マネジメント及び個別施設計画作成方針

この総合管理計画は、市の全公共施設等に関して共通する又は総括する基本的な考えを示す内容になっていますので、施設の名称や整備方法、スケジュール、維持管理、有効的な活用方法などを具体的に記載していません。上記の施設管理の実施方針に基づく施設ごとの計画は、個別施設計画を作成し、その中に記載することになります。

一方、総合管理計画を具現化するための手順や数値目標、公共施設の全体像を示すことが必要です。また、それらの目標を実現するため個別施設計画をどう作っていくか、マネジメントに関する方針を決めて継続的に管理して行く必要があります。

そこで、この総合管理計画策定後に庁内の推進体制を作り、個別施設計画作成方針を検討・決定し、公共施設マネジメント基本方針の作成作業に入ります。それらの方針により、個別施設計画作成に向けた取組を始めます。

（８）　市民参加プログラムの導入方針

【市民参加の現状】

市はこれまで､座談会や説明会を通して､公共施設を利用する団体や関係団体等から意見､要望を伺い､公共施設等の整備計画にそれらの意見を反映させるという形をとってきました。その後、アンケート等で寄せられた利用者の意見等により改善を行ってきましたが、全体を通して市の案への合意形成や協力要請の性格が強いとの意見があります。

一方、ワークショップの実施を通して、話し合いの中から生まれたアイデアを活かす取組を行っていますが、寄せられた意見の取り扱いの課題などもあり、大きな成果をあげるまでには至っていません。

【市民参加の考え方】

公共施設等は、主に市民が行政サービスを受ける現場であるという認識からか、市民がその運営管理、あり方や必要性について考える機会が多くありませんでした。

しかし、これから多くの公共施設等の更新時期を迎え、限られた財源の中、取捨選択の決断を行う時期が近づいています。最終的には市が決定しますが、その決断に至るまで、またそれ以降も、施設を作った原点に戻り、負担を分かち合う意識を持ちながら、市民と市が一緒に考え実行する仕組みが必要です。そうした仕組みづくりを「市民参加プログラム」として提示し、このプログラムへの参加を促します。

【市民参加ブログラム】

<u>①第１段階［市民への情報提供・普及］</u>

・公共施設等に関する現状と課題、市の方針について、この計画や統計資料などを使い市民に知っていただきます。合わせて、多くの市民が意見交換できるような説明会等を開催します。

②第２段階［個別施設計画作成に向けたプログラム］

・個別施設計画作成のためプログラムを提案・周知をし、市民参加を促します。
・施設のあり方や維持管理の方法について、市民・市民同士、市が検討する場（以下「検討会等」という。）を設けます。検討会等では、施設の有効的活用や適正な利用者負担についても話し合い、関係者や市民がどう参加・連携、負担できるかも検討します。
・検討会等には、財政事情に精通した方や使用者・関係者以外の方、アドバイスができる方が参加できる環境を作ります。
・検討会等の持ち方は、市が案を提出しそれを基に検討する方法と、参加者の意見交換の中から実現性のある案を作り上げる方法の２つから、施設の特性を勘案して決定します。
・検討会等で検討した内容はまとめられ、市に提言として提出されます。市は、提出された提言を参考に計画案等を作ります。
・検討会等は、市が作成した計画案等について検証を行い、再提言をパブリックコメントと同時期に行います。
・検討会等は計画等も存続し、施設の整備や管理、活用等に向けた取組を検討します。

③第３段階［有効的な活用を促すプログラム］

・検討会等の取組を基に、関係する団体や個人が市と連携し、活動を通して各人の能力を十分に発揮し、評価、改善に至るまで関与できる環境を作ります。
・求めがあれば、モデル事業の実施などにより、活動の支援を行います。

④第４段階［市民参加による維持保全］

・公共施設等の維持保全の実施にあたっては、最終的な責任は公共施設等の管理主体である市にありますが、限られた職員で公共施設等の維持保全を行うには限界があります。
・これからの公共施設等の日常的な維持保全にあたっては、できる範囲の中で市民が参加できるよう促します。そのため地域で必要な公共施設等を「みんなで支える」理念の普及に努め、市民が協力・実践できる体制づくりを検討します。

＜市民参加による維持保全に向けた取組の例＞

・公共施設等のファシリティマネジメント*11の説明と合わせて、維持保全への参加の必要性を周知するため、講師を招いたシンポジウムの開催
・市民と行政の間で対話の機会を増やして、公共施設等に関する情報を共有
・市民が公共施設等の維持保全へ取り組むために必要な技術、知識が習得できる研修会の開催
・市民や市民団体の取組を通じて、より多くの市民に参加してもらえるように市民間の口コミや行政によるＰＲなど、取組の情報発信

※巻末に事例集あり

*11 効率的な活動のために行う、建築物の設備・人員組織などについての総合的な管理のこと。

第１段階　市民への情報提供・普及

・公共施設等に関する現状・課題の情報提供
・意見交換できるような説明会の開催

第２段階　個別施設計画作成に向けたプログラム

・施設の存廃を含む施設のあり方や維持管理の方法について、検討会等を設ける
・検討会等の結果を、市に提言として提出
・検討会等は、市が作成した計画案等について検証を行い、再提言をパブリックコメントと同時期に実施

第３段階　有効的な活用を促すプログラム

・団体・個人・市が連携し、活動・評価・改善に至るまで関与できる環境を作る

第４段階　市民参加による維持保全

・市民参加による、維持保全に向けた取組体制づくりを検討

■市民参加プログラムの手順

３．取組体制と情報管理

３－１．取組体制

（１）　庁内取組体制

本計画に掲げた基本方針を基に、公共施設等のマネジメントを行い、整備等の事業を実施していくために、庁内の体制を整えることが重要です。「(仮称）公共施設等マネジメント会議」（以下「マネジメント会議」という。）を設置します。

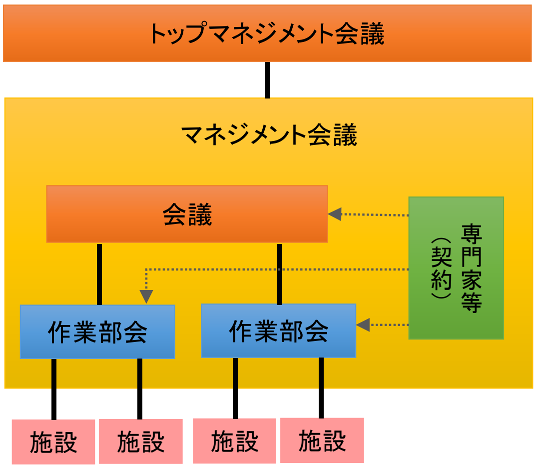

■取組体制

【役割分担】

〇マネジメント会議

・本計画を具現化するための公共施設等の個別施設計画の策定方針の作成、及び、個別施設計画の進行管理を行う公共施設等のマネジメントに関する方針（以下「基本方針」という。）を定めます。

・基本方針を管理します。

〇作業部会

・作業部会は、施設管理者とともに情報の共有、管理状況、施設の最適化に関することを検討するため、調査、資料作成等を行い、それらの結果等をマネジメント会議へ報告します。

・個別施設計画（案）作成時に、作成する担当課等への助言を行います。

〇アドバイザー・建築関係専門家

・マネジメント会議の会議及び作業部会では、アドバイザーや建築関係専門家からの専門的な助言などを得て業務を行います。

（２）　個別施設計画作成に向けた取組体制

個別の施設を管理する担当課を中心に関係する部署が連携し、個別施設計画(案)を作成します。

計画作成作業は基本方針に従い行うことになりますが、担当課は、日頃から、公共施設等の現状の把握と課題の整理を行い、考えをまとめておきます。

３－２．今後の適正な公共施設のあり方に向けたロードマップ

本計画に基づき、平成 28 年度以降は、各公共施設について具体的な行動内容や実施時期を定めた個別施設計画の策定を行うとともに、今後の公共施設の整理や維持管理等について施設整備に関する企画から実践に至るまで、市民参加を求めて行います。

（1）本計画期間の短期・中期の期間を目安に個別施設計画を策定し、各施設の今後の統廃合を含めた更新のあり方、維持管理のあり方について検討を進めます。

（2）個別施設管理計画や維持管理のあり方をまとめたマネジメント基本方針を策定し、進行管理を行います。

（3）社会情勢や財政状況、市民ニーズに応じた計画の実効性を高めるため、計画期間の中間年（５年後）に事業の進捗状況等を踏まえた見直しを行います。総合管理計画の見直しに際しては、第６次寒河江市振興計画後期行動計画との整合を図ります。

（4） 本計画策定後直ちに「(仮称) 公共施設等マネジメント会議」を設置し、庁内体制づくりを進めます。総合管理計画の見直しに際しては、同会議が計画内容の調整を行います。

（5） 平成 28 年度から市民との連携の仕組みづくりを進めます。初年度には、市全体方針等への理解を図るため、公開の会議や討論会の開催等を実施するなどし、計画の周知を行います。

（6） 個別施設計画案作成に合わせ、市民参加プログラムにより、市民参加を促します。

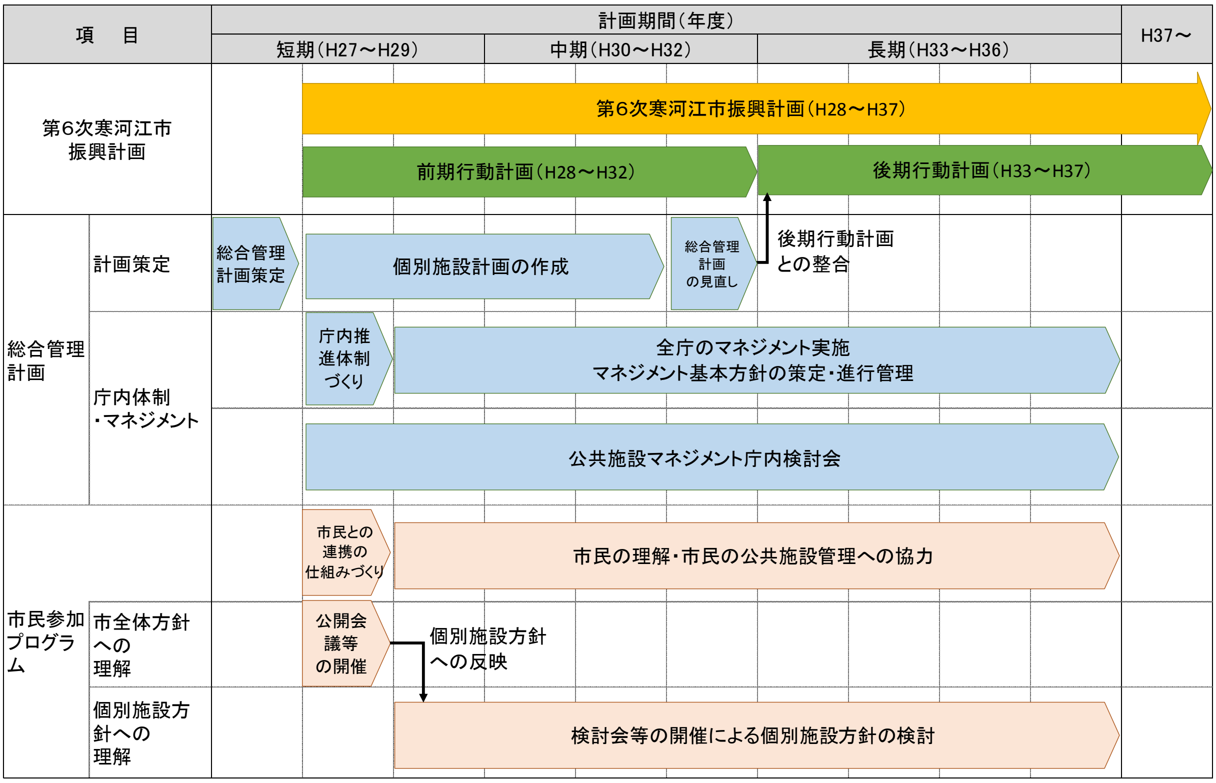

■今後のロードマップ（案）

３－３．情報管理・共有方策

公共施設等の総合的な管理にあたっては、組織内の各部門に散在する関連データをそれぞれの部門から収集し一元化して情報管理（データベース化）する体制を構築する必要があります。

このため、施設情報や維持管理の実施状況を掲載する「施設カルテ」を作成します。「施設カルテ」は、新たに構築するデータベースとリンクさせることで、公共施設等の情報を迅速に把握して円滑な管理に反映できるようにします。併せて、点検・修繕などの情報の記録と庁内での共有により、維持保全の適格性と迅速性を向上させます。

また、施設カルテは、行政担当者や市民が施設維持管理の状況を把握する際に、各施設の基礎情報として活用できるように帳票を出力できるものとします。

◆公共施設情報管理システム運用イメージ

〇メインメニュー

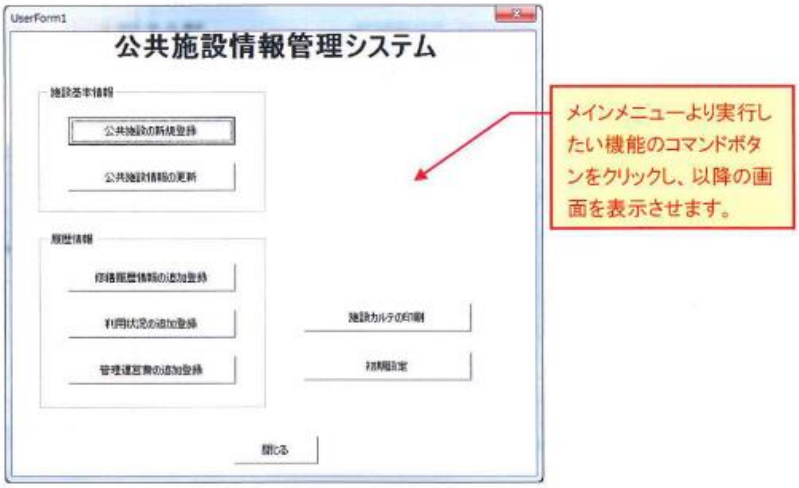

〇公共施設新規登録画面

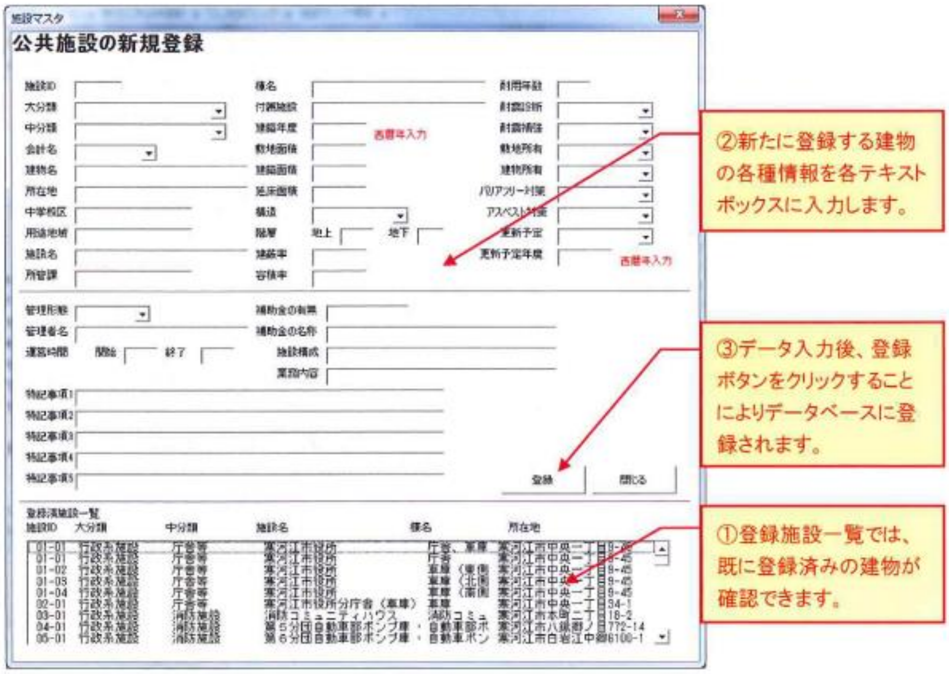

【施設カルテ帳票出力例】

施設の概要		
	施設No.	01-01
	大分類	行政系施設
	中分類	庁舎等
	会計名	普通会計
	施設名	寒河江市役所
	棟名	庁舎
	所在地	寒河江市中央一丁目9-45
	付属施設	
	中学校区	
	用途地域	
	建蔽率	60 %
	容積率	200 %
	敷地面積(㎡)	11,481.89 ㎡

建物の概要						
	建築年	1967 年	建築面積(㎡)	1,637.50 ㎡	耐用年数	50 年
	建物階数	地上: 4 階 地下: 0 階	延床面積(㎡)	5,008.75 ㎡	経過年数	48 年
	建物の構造	RC造	敷地所有	所有	老朽化比率	96.0%
	バリアフリー対策	一部対応	建物所有	所有		
	アスベスト対策	対応	耐震診断	実施済み	耐震補強	実施済み
	更新予定	予定なし	更新予定年度			

施設履歴	実施年度	工事名称または修繕内容
	2012 年	庁舎免震工事を実施
	2013 年	庁舎免震工事を実施
	2013 年	庁舎2階ホール改修工事実施
	2014 年	庁舎2階トイレ改修工事、庁舎2、3階照明灯改修工事を実施
	2015 年	庁舎3階照明灯改修工事を実施

運営の概要						
	管理担当部署	財政課				
	管理形態	直営				
	管理者名					
	運営時間	開始		終了		施設構成
	業務内容					

利用状況	年度							
	使用件数							
	利用者数							
	総戸数							
	入居戸数							
	利用率							

管理運営費		年度	2011	2012	2013	2014			
	維持管理費	修繕費	1,461,453	1,731,092	1,868,489	2,278,110			
		光熱水費	9,976,747	11,992,687	13,000,302	13,904,583			
		管理委託料	4,550,604	4,757,200	3,417,696	4,241,339			
		維持管理費							
		人件費	2,275,200	2,275,200	2,275,200	2,275,200			
		その他支出							
		計	18,264,004	20,756,179	20,561,687	22,699,232			
	財源	使用料等収入							
		補助金等							
		その他収入							
		一般財源							
		計							

特記事項	

情報登録日:2016/3/31　　寒河江市財政課

４．フォローアップ

４－１．フォローアップの実施方針

フォローアップは、公共施設等の整備や管理運営を推進していく中で実施します。
総合管理計画のフォローアップの流れは、以下のとおりです。

①総合管理計画を踏まえて「公共施設マネジメント基本方針」を設定します。(plan)
②「公共施設マネジメント基本方針」に基づき、公共施設等の施設類型ごとの「個別施設計画」を策定します。(plan)
③「個別施設計画」に基づき、公共施設等の更新や、大規模改修等の実施、さらに、現状維持の施設については適正な維持管理を実施するなど計画を運用していきます。(do)
④「個別施設計画」の対象となる公共施設等に対し、数量（供給)、品質、コスト（財務）の面から評価を行います。(check)
⑤評価の結果が「公共施設マネジメント基本方針」と相違が認められた場合は、改善策を検討するとともに改善活動を実施して評価内容を勘案の上、「公共施設マネジメント基本方針」及び「個別施設計画」の改訂を実行します。(act)
⑥改訂された「公共施設マネジメント基本方針」及び「個別施設計画」に従い、再び新たな事業や新たな運営維持活動に取り組むこととします。(plan～do)

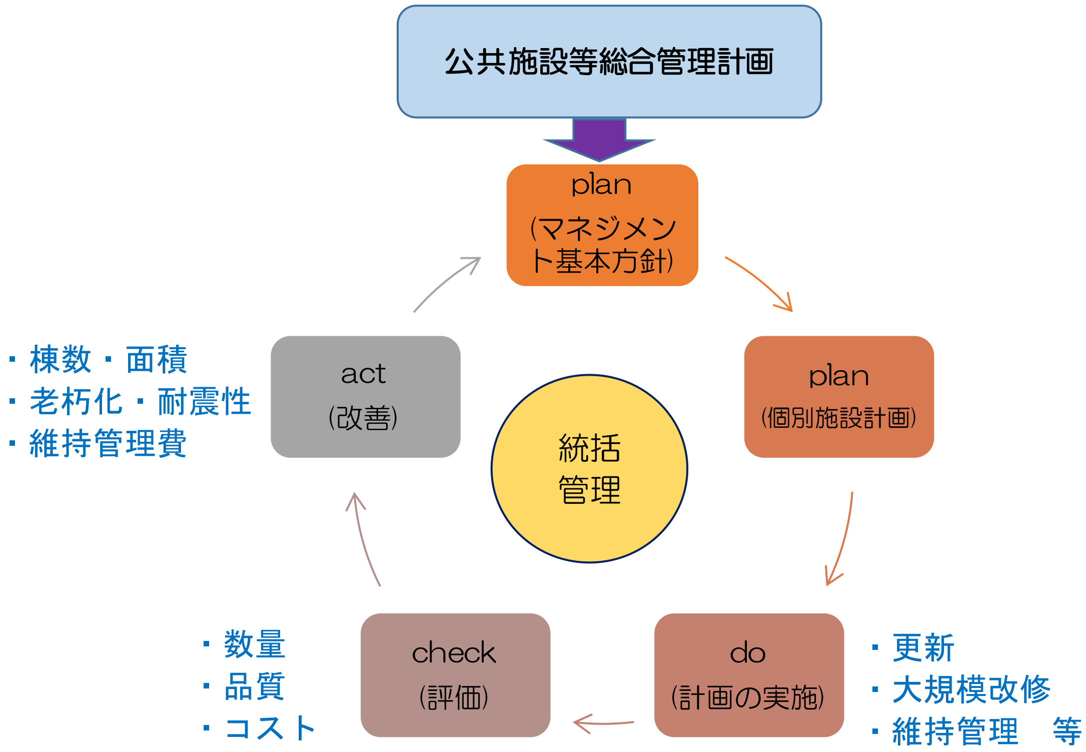

■フォロ－アップサイクル

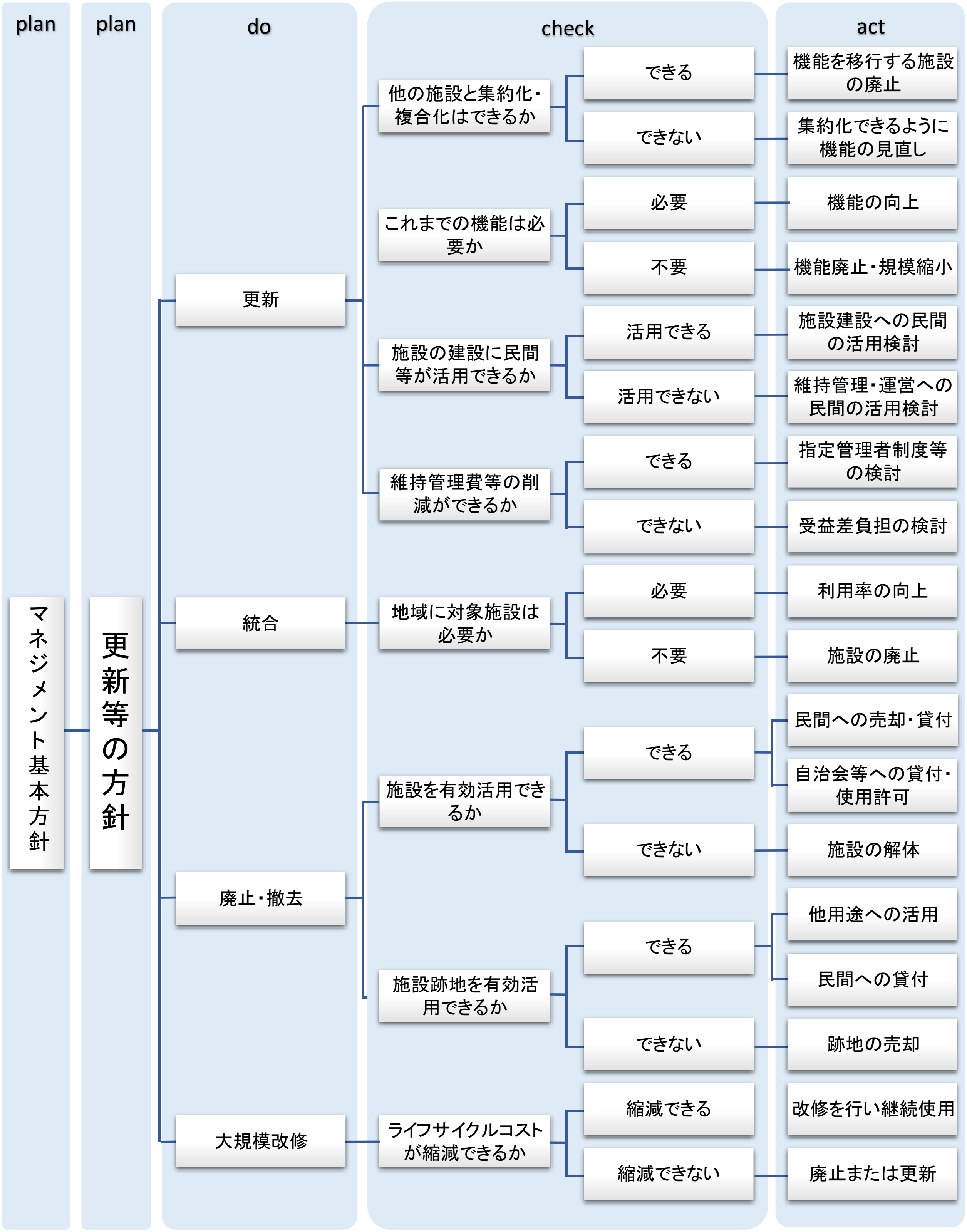

■plan-do-check-act の流れ（例）

第４章　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

　第３章が全体的な方針を示しているのに対し、第４章では、それを細分化した施設類型ごとの方針を示しています。

第４章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

１．個別施設計画の策定にあたっての基本的な考え方

個別施設計画については、公共施設マネジメント基本方針に従って策定することになります。ここでは、計画策定に向けた基本的な考え方を整理します。

①公共施設等については、市民にとって必要なものだけを保有することとし、民間に任せるものは用途を廃止したうえで譲渡します。

②人口減少、少子高齢化に向かう中でも、市が活力を持って発展するため、優先的に取り組む必要がある公共施設等を整備するとともに、それを支え活用する仕組みを作ります。

③これからの人口減少に適合した身近な生活機能を集約したまちづくりを目指し、道路、上下水道の総延長の増加の抑制に努めます。

④財政状況を勘案するとともに、相対的なコスト縮減と平準化を行った上で、計画期間を決定します。

⑤身近な公共施設等へのかかわりを通して、市民参加によるまちづくりの誘因と実践につながるよう、市民参加プログラムを導入します。

ア　啓発・情報提供：わかりやすい資料を作成し、公共施設の再整備、建設、運営に至るまでの参加を要請します。

イ　市民参加の促進：参加しやすい環境の整備や会議等の運営・支援を行います。必要に応じ調査、研究、試行、モデル事業を実施します。

ウ　参加方法

企画・立案段階	提案方式	検討委員会、協議会（以下「検討会等」という。）へ市が提案を行い、会議で得られた内容を市長に提言する。検討会等は市長の私的懇談会。
	意見交換	市民が開催する自発的な会議・説明会或いは検討委員会等の場で意見交換を行い、得られた意見等を市長に提言する。求められれば、市は会議の中で考えを発表する。
調整、策定段階		企画・立案段階での参加者のほか、市民、関係団体等が、市から示された基本構想や実施計画への意見を提出する。（パブリックコメントを含む）
運営・実施段階		企画・調整に関わった団体、個人が自己の能力を十分に発揮し運営や定期的な評価にかかわる。

⑥施設管理に適した数値目標を設定します。

⑦公共施設の利用者や管理者等の安全を確保するため、維持保全に関する指針を示します。その中には、整備全般にわたる民間活力・資金の導入の方向性を記載します。

⑧公共施設等の検討にあたり、施設の方向性を次のように分類します。

廃止	用途廃止、施設廃止をするもの。
減	維持管理・更新の優先順位が低いものや、コミュニティや地域づくりの中で、地域が保有する施設・人的体制に任せるもの。老朽化後閉鎖、用途廃止。
維持向上	維持管理・更新の優先順位が高いもの。原則維持だが、複合化、縮減等の改善使用によって施設の機能をあげる。施設によっては民設民営。
機能向上	これまでの施設機能を根本的に見直し、新しいしくみの中で活用できるようにするもの。縮充。
機能向上 （連携型）	近隣地、近隣施設との連携により、全体的に機能を向上させるもの。

⑨一般的な維持管理・更新の優先度（保有形態を問わない）を次のように考えます。

優先度	建築物系施設
最優先	**義務教育施設（学校）、保育所、幼稚園、消防** ・次代を担う子どもたちが生活の多くを過ごす場所 ・災害時の防災拠点機能を有する施設
優先	**市役所、介護・福祉・衛生施設（直接給付を受け生活を営む施設）、市営住宅、病院** ・不特定多数が生活を営む ・各種給付の指示、支援の機能を有する施設（災害時を含む）
その他	**教養文化施設（スポーツを含む）、社会教育施設、産業施設、健康・福祉施設（場所の提供）、レクリエーション施設** ・趣味や娯楽など、健康増進や生活の向上に寄与する

２．建築物系施設の管理に関する基本的な方針

【建築物系施設について】

各施設に共通する次の事項は記載していません。

〇現況と課題について

・耐震対策はほぼ全施設で終了していること。

・程度の違いはあっても「老朽、劣化、損耗」等が顕在化しており、緊急性の高い施設等から順次、安全性を見据えた対応を行っていること。

・人口減少や趣味嗜好の多様化などによるニーズに合わせて対応すること。

〇基本的な方針について

・全項目に会議録の公表、検討会等の募集、説明会開催等の市民参加プログラムを行うこと。

・施設ごとの基本構想、実施計画の策定にあたっては、財政事情等を勘案すること。

２－１．行政系施設

（１） 現況と課題

・本市には行政系施設として、庁舎のほかに、消防コミュニティハウス、消防ポンプ庫等の消防施設があります。

・市庁舎は、昭和 42 年に完成、築 48 年が経過し法定耐用年に迫っています。設計は著名な近代建築家によるもので、現存する市庁舎として広く紹介されていますが、エレベーターが旧規格のため狭いなど、全ての方をやさしく迎えることができない状況にあります。

・市庁舎は、市民に最も身近で必要不可欠な施設であることから、利用実態調査を実施するなど、市民の生の声を収集・把握していく必要があります。

・市内には消防団の自動車部（消防ポンプ自動車）が４部あり、寒河江・南部・高松・白岩地区に配備されています。人口減少とともに、消防団の担い手の減少も懸念されます。今後、建物の老朽化が進むにつれて修繕費等の維持管理費用が嵩むことが想定されます。

（２） 基本的な方針

①再編、機能強化等を行う最適化（以下「最適化」という。）に向けた取組

・市庁舎は来庁者の利便性を第一に、庁内で専門家等の意見を踏まえて庁舎の機能向上、改修に向けて検討を進めます。

・車庫などの市庁舎の付属施設は、庁内で施設機能の見直しを行い、同機能の施設を統合しますが、職員の使い勝手を低下させないなど、効率性を低下させないよう検討を進めます。

・消防コミュニティハウス・自動車部ポンプ庫は、地区防災に寄与する施設として現在の施設数を維持します。

②有効的な活用を目指す取組

・市庁舎は、来庁者にとって利便性が高まることが重要であり、必要に応じて一部機能を他施設へ機能移転を検討するなど、より市民の視点に立った庁舎の活用を図っていきます。

・市庁舎の付属施設の設置にあたっては、市民サービスの向上に向けて効率的に施設を活用できるよう配置します。

２－２．学校教育系施設

（１）　現況と課題

・本市には、市有の学校教育系施設として、小学校が 10 校、中学校が 3 校あります。

・そのうち、全ての中学校と 2 校の小学校は、昭和 40 年代後半から 50 年代に建設され、現在築 37～47 年を迎え、長寿命化改良事業、或いは、建替え（以下「長寿命化等」という。）を選択する時期が近づいています。

・少子化の影響により、児童生徒の減少が想定される中で適正な学校運営や学びの集団を維持していけるか懸念されています。

・将来の児童生徒数の動向を熟慮し、学校の適正規模の教育環境について検討していく必要があります。

・学校はコミュニティの中核施設であることから、検討にあたっては、地域の意見を十分に反映させることも重要ですが、一義的には保護者或いは将来の保護者となる人の意見との調整を慎重に行わなければなりません。

・特定の学校だけを対象として検討するのではなく、市全体の考えをまとめることが必要です。

（２）　基本的な方針

①最適化に向けた取組

・保護者や関係機関、市、学識経験者等による検討会を立ち上げ、将来の児童・生徒数の推計結果等を踏まえて、本市における適正な教育環境・規模の方向性の検討と同時に、早急に校舎等の長寿命化の方針を検討します。

・検討結果を踏まえ、市は国の教育方針や財政事情を勘案した上で学校再編と改修計画を策定します。改修計画では、学校ごとの実施計画を策定後、長寿命化等の工事を実施するとともに、将来の学校再編に向けた体制づくりを進めます。

・長寿命化の方針が決定する前でも、トイレの改修など、機能向上のための整備を行います。

②有効的な活用を目指す取組

・学校を児童の教育の場としてのみ捉えるのではなく、地区の活動拠点のひとつにするなど、地区ごとに校舎等の活用方法の検討を促します。

２－３．市民文化系施設

（１）　現況と課題

・本市には、市民文化系施設として文化センターと各地区に公民館があります。

・文化センターは市民文化会館、中央公民館、東部地区公民館、勤労青少年ホームからなる集合施設で、現在、築 41、42 年が経過し、一部が法定耐用年数を超えています。

・文化センターは、有料貸館や興行などで不特定多数が利用することから、常に適正な管理・運営が求められています。

・市民文化会館は、稼働率の低下が懸念されます。また、勤労青少年ホームは、法改正により多目的利用が容易になったため、今後のあり方について検討を行うとともに、周辺の体育施設と一体的な利用を検討する必要があります。

・地区公民館については、柴橋地区公民館の施設の一部が更新等の必要な時期となり、早急な対応が必要になっています。

・市民文化系施設は、市民の趣味を楽しみ、教養を深め、体力を維持・増進する施設です。そのため、利用者である市民の意向を反映する必要があります。また、近隣に同類施設が重複立地するなど、施設のあり方についても十分に検討していかなければなりません。

（２）　基本的な方針

①最適化に向けた取組

【公民館】

・法定耐用年数を遙かに超過した柴橋地区公民館の一部施設について、地区住民の意見を踏まえながら機能面や安全面の観点から最適化を検討します。

・最適化に向けた検討は、コミュニティセンター機能の付加や地区公民館のあり方をそれぞれ検討するなかで、市全体としての方向性を示します。

・社会教育による地域の活性化が地区公民館の存在意義との考えもあるため、柴橋地区公民館の施設整備を契機に、市全体の地区公民館の再編を含むあり方について検討を行います。

【文化施設】

・最適化に当たっては、施設ごとの長寿命化の方針を決定するとともに、施設別の稼働状況を踏まえた最適化を検討します。現状では稼働率の低い文化会館であっても近隣市町に同規模の会館が無いなどの利点もあるため、地域での必要性も踏まえて検討します。

・勤労青少年ホームは、そのもののあり方を見直し、他の施設との機能の重複等を勘案し、利用者の意向等を踏まえて最適化の方針を検討します。

②有効的な活用を目指す取組

【公民館】

・地区公民館は、地区住民による施設の活用向上が存続の指標であるため、地区公民館ごとに有効的な活用プランの作成を促します。

【文化施設】

・施設共に機能を補完し高めるため、施設の有効的な活用プランを作成します。

２－４．社会教育系施設

（１）　現況と課題

・本市には、社会教育系施設として、市立図書館があり、管理業務の一部を民間委託しています。
・図書館は、平成 3 年の開設から 24 年が経過していますが、建物については早急に大規模改修が必要な状態にはありません。
・誰もが読書に親しみ、学習できる場であることから、適正な機能維持とともに、利用者サービスの向上に向けた対策が必要になります。
・図書館以外にも会議、展示等の機能を有しています。
・新たな観光関連施設として、寒河江市慈恩寺「悠久の魅力」向上基本計画（平成 26 年 3 月策定）の重要事業となる慈恩寺ガイダンス施設の整備に向けた検討を進めています。

（２）　基本的な方針

①最適化に向けた取組

・図書館としての良好な読書環境や図書貸出環境を維持しながら、複合的、多目的な活用ができないかを検討します。

②有効的な活用を目指す取組

・市立図書館は、図書貸出の機能以外に社会教育施設として年齢差無く広く学習できる場であるため、学校教育施設では実施できない社会教育に関わるイベント・催し物の開催など、これまで以上の有効的な活用に向けて、積極的に市民へ呼びかけていきます。

２－５．スポーツ・レクリエーション系施設

（１）　現況と課題

・本市には、スポーツ・レクリエーション系施設として、市民体育館、市民プール、弓道場、屋内ゲートボール場、チェリーランド、市民浴場、葉山市民荘、いこいの森管理施設等の施設があります。
・市民体育館は、昭和 55 年に供用開始以来 35 年が経過しています。今後、競技スポーツに加え、高齢化に伴いニュースポーツ等を手軽に楽しむスポーツ人口の増加により、利用の増加が見込まれるとともに、災害避難場所に指定されており、バリアフリー化や暖冷房設備の整備が必要になっています。
・市民体育館合宿所は、平成元年に供用開始以来 27 年が経過しています。
・市民プールは、寒河江西村山地域で唯一の日本水泳連盟公認プールであり、昭和 53 年に供用開始以来 37 年経過し、体育施設の中では最も古い施設です。近年、利用者数は横ばいとなっています。
・弓道場は、昭和 63 年の供用開始以来 28 年が経過し、利用者は微減ですが、一般の人が使えるこの地域唯一の施設になっています。

・屋内ゲートボール場は昭和 63 年に整備された後、ゲートボール愛好者によって定期的に利用されています。
・チェリーランドの関連施設は、設置から 20 年以上経過しており、中でもチェリードームはチェリーランドのシンボル塔としてイベント会場などに利用されてきましたが、平成 18 年度からは倉庫として利用されています。
・市民浴場は昭和 58 年に設置され、その後、周辺市町村にも公衆浴場が設置されており、公衆浴場を取り巻く環境は当初と比べ大きく変わってきました。また、平成 17 年には市が整備したチェリークアパーク内に民間の公衆浴場がオープンしています。
・葉山市民荘は、昭和 55 年に完成し、築 35 年が経過し法定耐用年数を超過しています。建設当初は、キャンプ場、高原牧場、登山、農場など、葉山開発の拠点施設となっていましたが、現在は登山者が中心の利用となっています。また、ここ最近サイクリング大会のコースになっていることから、サイクリング利用者も増加しています。

（２）　基本的な方針

①最適化に向けた取組

【レクリエーション施設】

・市民浴場は、多くの方に愛されていますが利用者は減少傾向にあります。類似施設が多く建設されたこともあり、施設のあり方について検討します。
・葉山市民荘については、葉山開発に関する計画を見直すとともに、葉山 PR の拠点施設としてのあり方や、譲渡を含めた再整備などの最適化を検討します。
・いこいの森管理施設は、いこいの森の利用者の休息の場として機能しており、今後も施設利用の頻度が高いことが予想されることから、施設の維持を図っていきます。
・チェリーランドは本市でも集客力の高い施設であることから、施設の最適化に向けて再整備を検討します。

【スポーツ施設】

・屋内ゲートボール場は、現状の利用状況を継続的に調査し、また、老人福祉センターを含めた検討の中で多目的使用などを検討します。
・体育館、プール等については、近隣市町の同類施設との機能分担や施設の使い分けを検討します。
・市民が気軽に訪れ、スポーツで汗を流せるような使い勝手のいい使用環境を作るための整備を行います。
・施設の使い分けを踏まえて、現状維持を見据えて最適化の方針に従った改修計画を検討します。

②有効的な活用を目指す取組

【レクリエーション施設】

・レクリエーション施設は、最適化の方針を検討するにあたり、施設の有効的な活用が重要な判断材料となります。そのため、ベーシックとなる活用方法とは別に、利用者が個々で目的に合った施設の活用ができるよう工夫します。

【スポーツ施設】

・学校の施設を含め施設の適正で効率的な活用を目指し、かつ、利用拡大が図られるようスポーツ団体と連携していきます。

・合宿所は、多目的な利用が図られるよう活用プランを検討します。

２－６．産業系施設

（１）　現況と課題

・本市には、産業系施設として、中心市街地活性化センター（フローラ・ＳＡＧＡＥ）、技術交流プラザ、寒河江駅前交流センター（神輿会館）、寒河江駅歩行者専用自由通路等の施設があります。

・中心市街地活性化センターは、昭和 57 年度に民間商業施設として開設以来、築 33 年が経過しており、平成 12 年度に市の施設になりました。当初、地階から 2 階までを商業スペース、3 階から 5 階までを公共スペースとしていましたがテナントの撤退が相次ぎ、商業スペースの空きスペースが多くなっています。

・技術交流プラザは、本市産業発展のための研修施設となっていますが、平成 5 年の設置以来 22 年を迎えています。

・寒河江駅前交流センター（神輿会館、駐輪場）は、平成 16 年に建築されました。

・寒河江駅歩行者専用自由通路は、平成 14 年に建築されました。

（２）　基本的な方針

①最適化に向けた取組

・中心市街地活性化センターは、法定耐用年数が迫っていることから、その時期を目処として、施設のあり方、必要性を検討し、一定の方向性を早期に決定します。

・本市の都市機能の郊外進出により、中心市街地の活力低下が懸念されることから、同センターのあり方、特に未利用空間の減少に向けて大規模改修も含めて検討します。

・平成 24 年度に作成した 10 年間の同センターの利活用促進計画の中間見直しに向け、各フロアの機能分担を検討します。

・技術交流プラザは、市において工業団地内の企業等と今後の技術研修のあり方等を明確にし、市民にとって身近な施設となるよう最適化の方針を検討します。

・寒河江駅前交流センター（神輿会館、駐輪場）は、駅前で本市の顔であり PR できる施設であることから適正な状態で現状を維持します。

・駐輪場、歩行者専用自由通路は、市民生活の利便性を維持・向上する施設であることから適正な状態で維持します。

②有効的な活用を目指す取組

・中心市街地活性化センターは、民間店舗や行政機能を含めて施設の空きスペースを有効的に活用できるよう、市と企業関係団体が負担を分かち合い活用プランを提案します。

- 技術交流プラザは、市及び施設管理者が特定の利用に留まらず市民への技術の啓発やＰＲも兼ねた施設となるよう、活用方法を検討します。
- 寒河江駅前交流センターや歩行者専用自由通路は、施設の展示物や駅前広場を使ったイベントや催し、周辺の民間施設活動など、市と関係団体が連携して継続的に行える活用プランを検討します。

２－７．子育て支援施設

（１）　現況と課題

- 本市には、子育て支援施設として、7 箇所の保育所（分園）のほかに、ハートフルセンターに児童センターやゆめはーと寒河江、学童保育活動室等の施設があります。
- 現在、市営、民営の形態で、量的な保育ニーズに対応できるようになっていますが、さらに、質的な満足度を上げる必要があります。
- 保育所は、昭和 47 年度に開設以来、築 40 年近くが経過しています。また、狭い道路に接するなか保育所の交通アクセス改善について検討が必要となっています。
- 一部の放課後児童クラブについては、利用児童数の増加に伴い施設の増築が必要になっています。

（２）　基本的な方針

①最適化に向けた取組

- 幼稚園・保育所等の計画的な整備充実を進めます。
- 市と関係機関は、保護者を交え適正かつ質の高い教育、養護が実現できるよう、また、施設の民営化も含め、官民が連携できる適正化の方針を検討します。
- 個々の保育所において、社会動向の変化に対応し、質の高い教育の実現に向けた機能強化を図っていきます。一部の保育所については、移転改築を検討します。
- 児童センターは、児童の安全確保の観点から現状を維持していきますが、利用する児童の年齢等に合わせた遊具設備等の見直しを行います。ゆめはーと寒河江は、遊具の充実を図り現状を維持します。
- 放課後児童クラブの保育環境の整備充実を図ります。学童保育は、現状を維持すると共に、学童数の推移をみながら更新時期に合わせて施設整備を進めます。その際、公民館等の現在の施設を活用する複合化などにより、交流の場を持てる環境づくりを検討します。

②有効的な活用を目指す取組

- 従来通りの施設の活用と合わせ、保護者への相談機能を高めることや、研修機能を持たせるなど、複合化を視野に市民ニーズに対応した有効的な活用プランを検討します。
- 地域にある公共施設を活用し、子育て世代が交流できるようにします。

２－８．保健・福祉施設

（１）　現況と課題

・本市には、保健・福祉施設として、老人福祉センター、総合福祉保健センター（ハートフルセンター）等の施設があります。老人福祉センターは指定管理、総合福祉保健センターは一部業務委託により運営しています。

・老人福祉センターは、送迎用のマイクロバスを常備している高齢者専用の浴室付き教養娯楽施設として開設し、各種教室、懇談・交流会などを開催しています。また、市内唯一の屋内ゲートボール場もあり、年間一定程度の利用者がありますが、減少傾向にあります。

・老人福祉センターの本館は現在築 40 年、付設作業所は築 34 年であり、法定耐用年数を 3～7 年超過しています。また、源泉温度が 15 度と加温が必要であるうえ浴室も古く保温も悪いため、改修が必要となっています。

・総合福祉保健センターは、築 19 年が経過しています。また、施設には社会福祉協議会、寒河江市西村山郡訪問看護ステーションなどの団体の事務所が置かれているほか、総合子どもセンター（ゆめはーと寒河江）やホールもあるため、事業やイベント開催時の駐車場確保が課題となっています。

（２）　基本的な方針

①最適化に向けた取組

・老人福祉センターは利用状況を踏まえて、用途変更のほか多目的な利用など具体的な活用策を検討します。

・総合福祉保健センターは、行政機能の移転などにより市民に身近な施設活用を念頭に置いた最適化の方針を検討します。

②有効的な活用を目指す取組

・老人福祉センターは、有効的な活用が具体化することで、新たな活用プランを検討します。

・総合福祉保健センターは、市庁舎と一体となった窓口業務について検討します。

２－９．公営住宅

（１）　現況と課題

・本市には、5 箇所の公営住宅があり、全て直営による運営となっています。

・現在老朽化のため入居募集を停止している西浦、高屋の両団地のほか、西寒河江住宅も法定耐用年数を大幅に超過しています。

・老朽化の進んでいる住宅には、高齢者世帯の入居率が高い状況となっています。

・市営住宅の管理について、指定管理者制度を導入することも検討課題となっています。

（２）　基本的な方針

①最適化に向けた取組

・市営住宅は、低所得の高齢者や低所得者世帯への低廉な住宅供給を担っていますので、市の住宅政策の全体像やそれに続く市営住宅全体のあり方、整備方針について検討し、市営住宅整備計画を策定したうえで、整備し維持管理を行います。

・高齢者の入居を多く見込む場合は、福祉政策を念頭に置き、支え合いや見守りなどの考えを最適化の方針に組み入れていきます。

②有効的な活用を目指す取組

・市営住宅の最適化により集合住宅へ建て替えとなった場合、低層に高齢者、高層に若者が入居するなど、有効的かつ効果的な施設活用のプランを検討します。

２－１０．病院

（１）　現況と課題

・本市には、直営の市立病院があり、外来・入院患者として年間約 7.6 万人が利用しています。

・昭和 48 年に旧館、平成 2 年に新館が開設されました。

・平成 28 年度には、山形県地域医療構想が発表される予定であり、構想に従って平成 37 年度までに一般病床の削減が避けられない状況になっています。

・平成 28 年 4 月からの地方公営企業法の適用・導入により、経営改革に取り組む環境を整えるとともに、総務省からの策定義務である、「公立病院改革プラン」の策定に取り組んでいます。

・今後は、市内のかかりつけ医と高度医療機関との役割分担のなか、入院施設を持った公立病院のあり方が課題となっています。

（２）　基本的な方針

①最適化に向けた取組

・市立病院は、地域医療の拠点としての機能を有することから現状を維持します。ただし、近隣市町の公立病院等の立地状況を踏まえ、病院間の連携、競争激化もあり新しい経営体制のもと引き続き検討を行います。

２－１１．その他

（１）　現況と課題

・本市には、旧田代小学校、旧寒河江服装専門学校用地、駐車場、駐輪場等があります。

・旧田代小学校は、平成 24 年度に閉校後、地元住民により策定された「田代地区地域づくり計画」に基づき地産地消レストラン等の利活用が図られています。

・旧寒河江服装専門学校用地は、現在市の文書保存庫として利用されています。今後は、市内の老朽化した施設の移転候補地とするなど、施設・用地の有効活用が必要となっています。

（２）　基本的な方針

①最適化に向けた取組

・旧田代小学校は、平成 26 年度に第 2 期の田代地区地域づくり計画を策定しましたが、現時点では合宿所の機能や規模、運営方法等の具体的な実施計画は未定となっています。今後は、田代地区での検討を踏まえて利活用計画の検討を進めます。

・旧寒河江服装専門学校用地は、近年ワークショップを開いて利活用の検討をしており、今後も建設が予定されている施設の整備方針についても、実現性の有無を含め検討します。

・駐車場、駐輪場のうち、普通財産は原則として売却していきます。その他の施設は、市民の足となる自動車や自転車に関わることから、適正な状態で現状を維持します。

②有効的な活用を目指す取組

・旧田代小学校については、地域づくり計画そのものであるため、具体的な計画の完成後に支援を行っていきます。

３．インフラ系施設の管理に関する基本的な方針

インフラ系施設の管理にあたっては、専門性の高い技術・知識を持った職員の指導のもと行われることが必要になります。また、職員を補完する専門業者への委託のほか、日常の点検等には市民の力も重要な管理手段となります。

今後は、市職員の技術・知識の習得・向上に向けた研修を継続的に実施すると共に、市民による点検活動に向けたイベント・研修の開催により意識啓発と人材育成を図っていきます。

３－１．道路

（１）　現況と課題

- 現在の市道延長は 314 キロメートルとなっています。毎年、道路改良等を行っているほか、地元からの要望に応じて、老朽化した道路の舗装や側溝の整備、軽微な修繕などを実施しています。
- 市民の安全安心な生活を維持するためには、老朽化が進む道路や橋りょうなどの都市基盤施設の長寿命化と計画的な維持管理が必要となっています。
- 現在、都市計画道路の改良事業を実施していますが、今後、未整備の都市計画道路に着手する予定です。
- 農道については、近年増加傾向にある集中豪雨により、中山間地等に開設された農道の被災が多くなっています。比較的小規模な被害でも、関係する農業者の農業生産に与える影響は少なくありません。

（２）　基本的な方針

- 限られた財源を有効活用し、市民が満足する快適な道路環境の維持向上に向けて劣化が進む道路施設の維持管理を進め、さらに冬期間の道路環境の向上に取り組みます。
- 市内の地域間の交通確保に向けて幹線道路の整備促進を図り、併せて主要道路と接続する生活道路の機能向上を図ります。
- 新規に整備する場合、住宅政策と一体となる整備であることなど、整備根拠を明確に示します。
- 今後、老朽化に伴う道路の維持管理については、「道路施設長寿命化計画」を策定し、計画的に対応していきます。
- 道路は、自治体の顔であるとの認識をもって、整備方針を考えていきます。
- 一般車両が通行する基幹的農道及び自動車道に分類される林道については、市道と同様の維持管理を行います。また、その他の農林道については、管理団体や地元関係者と連携を取り、安全で円滑な交通確保を維持します。

３－２．橋りょう

（１）　現況と課題

・寒河江市が管理する橋りょうは、平成 27 年時点で、供用後 60 年以上を経過した橋りょうは、約 2 割（33 橋）で既に寿命を越えています。さらに、供用後 50 年以上を経過した橋りょうは、既に全管理橋の約 3 割（45 橋）となっており、このまま架け替えを行わなければ 10 年後には、これらの橋りょうが一般的な橋りょうの寿命を越えた状況となります。

（２）　基本的な方針

・寒河江市橋梁長寿命化修繕計画に基づく、橋りょうの維持管理を進めます。

・国道 458 号から平塩地内を経由し市内工業団地に至る道路で、狭隘なため交通環境の悪化を招いている「平塩橋」の架け替えを要望していくとともに、周辺道路の整備促進に向けた取組を推進します。

３－３．上水道

（１）　現況と課題

・上水道は、人口の減少、節水機器の普及等による水需要の減少により営業収益の減少が見込まれるものの、今後とも安定して水道水を供給し続けるには、老朽施設や水道管路の更新、耐震化を含む施設の強靭化、長寿命化及び毎年の更新事業の平準化が必要となっています。

（２）　基本的な方針

・寒河江市水道ビジョンの水道施設更新計画に基づき、機械設備、導水管、送水管及び配水管の耐震性の強化及び長寿命化に取り組みます。

・更新計画に基づいた効率的な水道施設の更新を進めます。

・自然災害に対応し、安定水源確保のため、自己水源の更新を行います。

・管理棟は、建築後 32 年を経過していることから、市民の窓口機能を担う施設として、移転、改築又は改修（バリアフリー化）や水道・下水道の手続き一元化など、市民にやさしい施設化について検討していきます。

３－４．下水道

（１）　現況と課題

・公共下水道の汚水管渠整備は、昭和 52 年度より開始しており、今後、施設の老朽化が進むことから、点検調査や汚水管渠長寿命化計画の策定とそれに基づく、更新工事が必要となります。また、不明水の調査や対策も必要となってきます。

・雨水排水路（都市下水路）は、整備後 45 年経過している雨水排水路（都市下水路）もあり、耐用年数に近づきつつあります。

・合併処理浄化槽・浄化槽排水管は、平成 24 年度から整備を進めています。浄化槽本体の耐用年数は 30 年程度であるため、平成 55 年頃から、浄化槽の更新工事が必要になることが予測されます。
・浄化センターは、築 32 年が経過しています。平成 25 年度に長寿命化計画(H26～32)を策定し、平成 27 年度より更新工事を行っています。

（２）　基本的な方針

・公共下水道、浄化槽及び排水管、雨水排水整備の推進を図ります。
・浄化センター長寿命化計画に基づく更新等により、長寿命化やコストの縮減を図ります。
・汚水管渠や雨水排水路の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理体制を構築します。
・浄化センターの広域化に向けて、今後検討していきます。

３－５．公園等屋外施設

（１）　現況と課題

・市のランドマークである寒河江公園は、市民憩いの場・交流人口拡大の場として、「寒河江公園整備基本計画」に基づき、現在、アクセス道路の整備に取り組んでいます。
・全国に例のないカヌーもできる水面広場を有する最上川寒河江緑地は、敷地を国から占用許可を得ている緑地で多目的運動場も整備しています。カヌー大会の誘致やより多彩なイベントの開催など、さらなる利用拡大を図るための施設整備が求められています。
・市は、県営の最上川ふるさと総合公園内の大型遊具のあるエリアを、さがえっこ冒険ファンタジーランドと命名し整備を進めています。
・陸上競技場、野球場、市民テニスコートを整備していますが、公認が取れない、ナイター設備がないなど、利用者ニーズを完全に満足させられる施設になっていません。ただ、チェリーランドや最上川寒河江緑地、いこいの森には多目的に使えるグラウンドを備え、自然の中でスポーツを楽しむ場所、或いは身近な練習場所として使用できるようになっています。

（２）　基本的な方針

・ランドマークである長岡山の寒河江公園、最上川に隣接する最上川ふるさと総合公園、最上川寒河江緑地などの大規模施設を市民の憩いと交流人口拡大の場として、連携を深めて機能の充実を図ります。
・さがえっこ冒険ファンタジーランドの大型遊具を更に整備するとともに、イベントを多彩に開催することにより公園機能の向上を図ります。
・公園遊具や設備・付属物の維持管理については、長寿命化対策を含む個別施設計画を策定し、計画的に対応していきます。
・子どもからお年寄りまで安心安全に遊べるよう、身近な公園の適正な維持管理と整備を促進します。また、公園長寿命化計画等の策定による計画的な公園の維持管理を進めます。

参考資料

1．市民ニーズ（市民 100 人評価委員、地域座談会、議会報告会、市長への手紙より抜粋）

分類	市民ニーズの内容
庁舎等	現在、市庁舎が免震工事を行っているが、建物の老朽化を考えると建替えたほうが良かったのでは。
庁舎等	市庁舎は工事後どのくらいもつのか。
庁舎等	現在、市庁舎の耐震工事を行っているが、学校なり県の庁舎が余ってきている状況ですので市庁舎などに余り金をかけずに職員が出向すれば良いのでは。
消防施設	消防ポンプ小屋のシャッターが錆びついている。ペンキを塗る回数とかメンテナンスの基準などはあるのか。
学校	今年で田代小学校が無くなってしまいます。お父さん、お母さんから人数が少ないからと言われました。市長さんから、僕たちにどうしてなのか教えてください。
学校	幸生小学校が廃校になることは地域の過疎化に拍車をかけることになるので、是非存続をお願いしたい。
学校	田代小学校跡地でレストランをしているが、小学校の体育館や校舎を利用して老人のトレーニング施設とか出来ないか。
学校	高松小学校の児童数が20年前の1/3まで減少していることから、学校が無くなってしまうのでないか心配なので、市の対策等を伺いたい。
学校	西川町は 小学校が一つになった。寒河江市内でもそういうことがあるのか。
学校	周りの市町村では学校の廃校・休校がどんどん進み、立派な建物が使われなくなりもったいない。山里体験、農業体験等を実施してはどうか。
学校	中部小は32年経過しており西根小に次いで古い。校舎は耐震化工事をしていただいたが、グラウンドは荒れていて下層部の土がむき出しとなっている。
学校	幸生小学校の統合はどうなっているのか。
集会施設	この「宝集落センター」は建設後30年以上経過し、外回りがかなり傷んできている。
集会施設	松川公民館も畳の張替えを考えているが、屋根の塗装、畳の張替えなどへの補助はないのか。
集会施設	この公民館は2階が大広間になっており、足腰の悪いお年寄りが使いにくい。公民館を改修し、1階の部屋を広げることも頭に入れていただきたい。
文化施設	最近、フローラ･SAGAE内のテナントの撤去が目立ち、気になっておりましたが、維持費が膨らみ、毎月赤字が増える一方だとお聞きしました。
文化施設	駅前・まちなかの活性化やフローラ･SAGAEの活用を求める意見のほか、ちぇり～ マルシェや駅前パークジャズを評価する意見が寄せられている。
文化施設	フローラ･SAGAEの活用をもっとすべきではないか。
文化施設	文化センターが老朽化しており、建て替え等はできないか。
文化施設	フローラ･SAGAEの活用方法を検討すべきでは。
文化施設	フローラは将来市の重荷になるのではないか、フローラを将来どうしていくか。
文化施設	フローラ･SAGAEの天井裏にはアスベストがいっぱいある。早く解体したほうがいいのではないか。市で買ったのは失敗だったのではないか。
図書館	図書館環境のバリアフリー化を望みます。今年は雪が多かったとはいえ、駐車場はでこぼこ、縁石も壊れています。
博物館等	市美術館をもっと活用すべきではないか。
スポーツ施設	体育施設の整備事業について、屋内運動施設を計画されていると聞いているが、冬期間奪い合いにならないように、面積を大きくとっていただきたい。

分類	市民ニーズの内容
幼保・こども園	安心して子育てができるように保育所を増やして欲しい。
児童福祉施設	学童保育施設や公民館分館の耐震化の推進に関する意見が寄せられている。
児童福祉施設	現在柴橋学童クラブでは旧中学校体育館を利用している。体育館の利用度が高く大変助かっている。ところでこれの耐震工事はできないと聞く。体育館がなくなると私達学童クラブは大変困ってしまう状態となる。
高齢福祉施設	高齢者施設が高松地区にはないので、作ってもらえないか
高齢福祉施設	谷沢地区も予想を超える高齢化が進んでいる。市内では、介護サービス施設がないのは高松だけでないかと思う。高松地区の高齢者も増える一方で、高松地区への介護サービス施設の誘致に市で公平になるようにしてほしい。
公営住宅	市営住宅（西浦）の今後について、計画等を具体的に聞きたい。公的建物が未だ汲み取り式である。
公営住宅	市営西浦住宅が荒廃いちじるしく、スラム化している状況にある。防犯上にもよろしくないと考える。
道路	八幡町あたりの道路拡張を早く進めてほしい。市立病院前には歩道がないので危ない。
道路	高松駅から線路沿いに287号跨線橋へ向かう市道はまだ整備ならないのか。
道路	八鍬 3 号線の整備要望を昨年の 5 月に提出したがどの様になっているのか。
道路	ほなみ団地の道路について、西根小学校のほうに来てそこで止まっていますが、道路の延長についての計画があるかどうかお聞きします。
道路	以前から内回りバイパスの計画があるが、現在、西根小の前の道路まで完成した。陵東中までの計画と聞いているが、できるだけ早期にお願いしたい。
道路	上高屋公民館裏の市道（中高屋3号線）整備について、地権者は全員同意をしており速やかに実施してほしい。
道路	国道112号線から上高屋に入る市道（上高屋1線）は、ガードレールもなく、観光のためのマイクロバスも通れないような道路であり、何とかならないか。
道路	鴨田酒店から長生園への市道柴橋平塩線は、中学校の通学路や工業団地の通勤路になっており、なるべく早く拡幅して交通事故などが無いようにしてほしい。
道路	市道山西米沢線整備完成予定を伺いたい。
道路	市道金谷7号線の道路改良をいつ実施するのか。
道路	市道金谷13号線円福寺区間は、冬期間閉鎖になり不便であるので、拡幅できないのか
道路	市道除雪後の陥没穴のアスファルト補修を1度だけでなく定期的に見回って実施してもらいたい。
道路	特老ホームから112号バイパスへ出る道の道幅が狭く、車がすれ違うこともできないため、道路拡幅をお願いしたい。
道路	陵南中から市立病院前にかけての道路は、狭いにも関わらず交通量が多いので、早期改善をお願いしたい。
道路	市道高屋団地線の整備をお願いしたい。
道路	かもだ酒店から長生園までの道路はいつ完成するのか。また平塩橋は拡幅しないのか。
道路	皿沼河北線から112号バイパスまでの区間で100m位が舗装になってない箇所があるので早急に舗装をお願いしたい。また穴などの補修も併せて対応されたい。

分類	市民ニーズの内容
道路	木の下から陵東中学校までの道路改良工事について、工事の延長を急いで（内回りバイパスについて）ほしい。
道路	下水道工事終了したが、市道がだいぶ傷んでいる。日和田入倉線の集落内と雲河原地区からタカヘ地区に行く道路整備をお願いしたい。
道路	道路の件、市道八鍬日田線3年前に東側の側溝整備していただいたが、引き続き西の方へ、延長予定の工事が進んでいない、危険なので早期着工願いたい。
道路	市立病院前の市道山西米沢線について、用地買収と進捗状況を伺います。
道路	日和田松川線の拡幅を要望したい。
道路	立病院前の道路整備の進捗はどうなっているのか。
道路	ほなみ団地入り口の変形五叉路は朝の交通量が多く危険性が高い。道路の改良を要望しているが21年間待っても実現しない。
道路	バイパス112号線から下河原に入る2市道の改良をお願いしたい。
道路	道路の補修について、市道に格上げなった場所を早く舗装をしていただきたい。
道路	米沢の公民館前の道路がひどい状況でありしっかり舗装をしていただきたい。
道路	西回りバイパスが西根小のところで切れているが、未着工のところの施工をお願いしたい。
橋梁	平塩橋（一方通行）の拡幅、全面的架替えを国・県に要望してもらいたい。
下水道	下水道の件ですが、将来高松地区でも下水道が使えるようにしてほしいです。
下水道	大字柴橋1655番地の下水道整備はするのか。
下水道	下水を流すための工事をしたようだが、地区の全域で工事が実施されるのか。
下水道	公共下水道の整備について。
下水道	公共下水道の進捗状況と取り付けしない人への推進方策はどうか。
下水道	下水道が州崎で止まってしまっているが、この地区は今後も整備されないのか。
公園	公園を増やしてほしい。休日は遊べるところがなく、市外へ遊びに行っている。
公園	寒河江市の住宅街に公園が少ない。
財政	財政状況は健全化している数字であるが、見込み額が出てくる背景はいかに。健全化重視策を採ってきた背景なのか。

２．建築物系施設の概況データ

■行政系施設

建物名	建築年度	築年数	延床面積（㎡）	構造	階数	管理形態
寒河江市役所	昭和42年度	48	5,761.5	RC造、S造	地上4階	直営
寒河江市役所分庁舎（車庫）	昭和51年度	39	140.6	W造	地上1階	直営
消防コミュニティハウス	平成5年度	22	100.7	RC造	地上2階	直営
第5分団自動車部ポンプ庫（高松）	平成8年度	19	85.1	S造	地上2階	直営
第6分団自動車部ポンプ庫（白岩）	―	8	66.2	W造	地上2階	直営

※建築年度は代表建築物

■学校教育系施設

建物名	建築年度	築年数	延床面積（㎡）	構造	階数	管理形態
寒河江小学校	昭和61年度	29	6,821.7	RC造、S造	地上4階	直営
南部小学校	昭和59年度	31	5,216.7	RC造、S造、CB造	地上3階	直営
西根小学校	昭和52年度	38	4,767.9	RC造、SRC造	地上4階	直営
柴橋小学校	昭和64年度	26	5,720.8	RC造	地上2階	直営
高松小学校	昭和56年度	34	4,818.5	RC造、S造	地上3階	直営
白岩小学校	昭和57年度	33	3,571.5	RC造、S造	地上3階	直営
幸生小学校	昭和62年度	28	2,888.6	RC造	地上4階	直営
寒河江中部小学校	昭和53年度	37	6,299.7	RC造、S造、CB造	地上3階	直営
三泉小学校	平成2年度	25	3,666.7	RC造、SRC造	地上4階	直営
醍醐小学校	平成15年度	12	4,193.3	RC造、SRC造	地上2階	直営
陵南中学校	昭和46年度	44	8,966.9	RC造、S造	地上4階	直営
陵東中学校	昭和43年度	47	6,680.2	RC造、S造	地上4階	直営
陵西中学校	昭和51年度	39	5,701.0	RC造、S造	地上4階	直営

※建築年度は代表建築物

■市民文化系施設

建物名	建築年度	築年数	延床面積（㎡）	構造	階数	管理形態
市民文化会館	昭和49年度	41	3,280.0	RC造、S造	地上1階	直営
勤労青少年ホーム	昭和48年度	42	1,166.1	RC造、S造	地上2階	直営
中央公民館	昭和49年度	41	2,407.0	SRC造	地上1階	直営
南部地区公民館	昭和45年度	45	1,060.0	S造、W造	地上2階	直営
柴橋地区公民館	昭和26年度	64	1,369.7	W造、S造	地上1階	直営
西部地区公民館	昭和57年度	33	862.0	S造	地上2階	直営

※建築年度は代表建築物

■社会教育系施設

建物名	建築年度	築年数	延床面積（㎡）	構造	階数	管理形態
市立図書館	平成3年度	24	3,023.5	SRC造、S造	地上3階	直営

※建築年度は代表建築物

■スポーツ・レクリエーション系施設

建物名	建築年度	築年数	延床面積（㎡）	構造	階数	管理形態
市民プール	昭和55年度	35	388.6	S造	地上1階	指定管理
市民プール付帯施設	昭和52年度	38	413.8	S造	地上2階	指定管理
市民体育館	昭和55年度	35	5,320.3	RC造	地上2階	指定管理
市民体育館合宿所	昭和64年度	26	655.1	S造	地上1階	指定管理
西部地区体育館	昭和58年度	32	699.8	－	地上1階	直営
市民弓道場	昭和63年度	27	366.5	S造	地上1階	指定管理
屋内ゲートボール場	昭和63年度	27	840.0	S造	地上1階	指定管理
寒河江市屋内多目的運動場	平成26年度	1	2,283.2	S造	地上2階	指定管理
チェリーランド	平成3年度	24	2,319.6	RC造、W造、S造、SRC造	地上2階	指定管理
いこいの森管理施設	平成3年度	24	253.6	W造	地上2階	－
市民浴場	昭和57年度	33	602.2	S造	地上1階	指定管理
葉山市民荘	昭和55年度	35	271.4	S造	地上2階	指定管理

※建築年度は代表建築物

■産業系施設

建物名	建築年度	築年数	延床面積（㎡）	構造	階数	管理形態
技術交流プラザ	平成5年度	22	697.1	S造	地上2階	指定管理
中心市街地活性化センター（フローラ・SAGAE）／行政	昭和57年度	33	8,951.0	SRC造	地上6階 地下1階	指定管理
中心市街地活性化センター（フローラ・SAGAE）／普通	昭和57年度	33	5,595.5	SRC造	地上5階 地下1階	指定管理
寒河江駅歩行者専用自由通路	平成13年度	14	887.4	S造	地上2階	指定管理
寒河江駅前交流センター及び寒河江駅正面口駐輪場	平成16年度	11	831.4	S造	地上1階	指定管理

※建築年度は代表建築物

■子育て支援施設

建物名	建築年度	築年数	延床面積（㎡）	構造	階数	管理形態
なか保育所	昭和53年度	37	722.9	S造	地上1階	直営
みなみ保育所	昭和47年度	43	575.0	S造	地上1階	指定管理
しばはし保育所	昭和52年度	38	588.4	S造	地上1階	指定管理
にしね保育所	昭和53年度	37	593.8	S造	地上1階	指定管理
しらいわ保育所	昭和55年度	35	607.8	S造	地上1階	直営
たかまつ保育所	昭和56年度	34	677.0	S造	地上1階	直営
なか保育所みいずみ分園	平成4年度	23	401.1	S造	地上1階	直営
児童センター	昭和55年度	35	299.1	RC造	地上1階	直営
柴橋小学区学童保育活動室	平成15年度	12	60.4	W造	地上1階	委託
第1・第2わんぱくクラブ	平成26年度	1	344.1	W造	地上1階	委託

※建築年度は代表建築物

■保健・福祉施設

建物名	建築年度	築年数	延床面積（㎡）	構造	階数	管理形態
老人福祉センター	昭和50年度	40	635.9	S造	地上1階	指定管理
総合福祉保健センター（ハートフルセンター）	平成8年度	19	6,503.5	SRC造、S造	地上3階 地下1階	直営
シルバー人材センター作業所	昭和32年度	58	119.9	W造	地上1階	直営

※建築年度は代表建築物

■公営住宅

建物名	建築年度	築年数	延床面積（㎡）	構造	階数	管理形態
西寒河江公営住宅	昭和37年度	53	600.6	W造	地上1階	直営
西浦公営住宅	昭和46年度	44	680.0	その他	地上1階	直営
高屋公営住宅	昭和57年度	33	311.9	W造	地上1階	直営
市営住宅ひがし団地	昭和54年度	36	7,090.7	RC造、S造、CB造	地上4階	直営
市営高田団地	平成4年度	23	4,288.5	RC造	地上4階	直営

※建築年度は代表建築物

■医療施設

建物名	建築年度	築年数	延床面積（㎡）	構造	階数	管理形態
市立病院	昭和48年度	42	8,856.9	W造、RC造、S造、CB造	地上3階	直営

※建築年度は代表建築物

■その他

建物名	建築年度	築年数	延床面積（㎡）	構造	階数	管理形態
高松駅駐輪場	平成5年度	22	180.0	S造	地上1階	－
寒河江駅南口駐輪場	平成14年度	13	188.5	S造	地上1階	指定管理
旧寒河江服装専門学校	昭和27年度	63	1,062.9	S造、W造	地上2階	直営
旧田代小学校	昭和54年度	36	1,772.2	RC造、SRC造	地上3階	－
慈恩寺手水乃館（公衆便所）	平成2年度	25	37.0	W造	地上1階	－
慈恩寺大駐車場公衆便所	昭和58年度	32	40.8	W造	地上1階	－

※建築年度は代表建築物

■上水道

建物名	建築年度	築年数	延床面積（㎡）	構造	階数	管理形態
ポンプ室（字中河原212）	昭和49年度	41	103.6	RC造	地上1階	－
川原ポンプ場1（庁舎等）	昭和49年度	41	2,822.5	RC造	地上1階	－
川原ポンプ場2（庁舎、倉庫）	昭和57年度	33	683.2	RC造	地上2階	－
平野山第二配水池（監視所・観察所）	昭和59年度	31	110.0	RC造	－	－

※建築年度は代表建築物

■下水道

建物名	建築年度	築年数	延床面積（㎡）	構造	階数	管理形態
浄化センター	昭和58年度	32	9,649.4	RC造	地上4階 地下2階	委託

※建築年度は代表建築物

■公園

建物名	建築年度	築年数	延床面積（㎡）	構造	階数	管理形態
寒河江公園四阿	昭和53年度	37	82.2	W造	地上1階	―
寒河江公園管理棟及び資材倉庫	昭和45年度	45	180.0	RC造、S造	地上1階	―
二ノ堰親水公園管理施設	平成5年度	22	265.4	W造	地上1階	指定管理
最上川寒河江緑地	平成23年度	4	358.7	W造	地上1階	指定管理

※建築年度は代表建築物

３． 公共施設等の維持保全に向けた取組例

■マネジメント意識の研修例

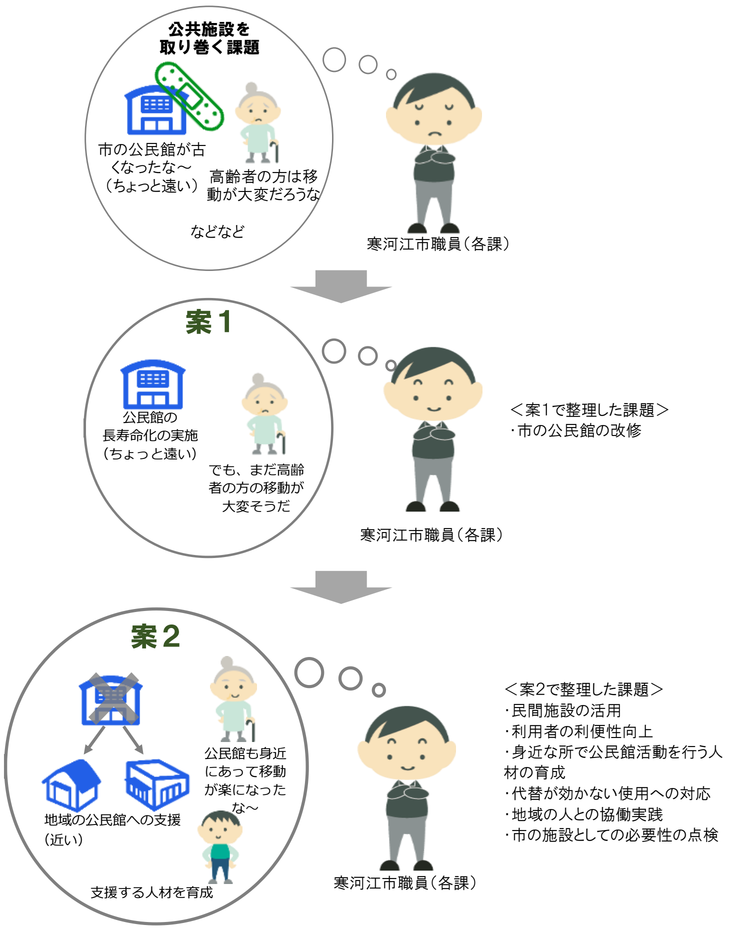

■維持保全に向けた他都市事例

＜事例１＞

大学や関係機関と連携した土木技術職員研修会の実施（静岡県　長崎市）

「いっしょに未来の地域づくり」★協働の底力組「東部・中部・西部よりあい会」の開催（静岡県）

○静岡県では、社会資本整備等における協働の普及を目指しており、行政職員のスキルアップや情報共有化を図るため、県庁、土木事務所、農林事務所、市町職員らが参加した土木技術職員研修を実施。

○研修では、「協働事例の学習」「意見交換による協働への理解醸成」「職員間の交流」を実施。

長崎市インフラ研修の開催（長崎市）

○長崎県長崎市では、長崎大学と連携してインフラ知識の向上に向けた市職員研修を実施。

○研修会では、講師を招いて「演習」と「実習」を行い、「実習」では実際の現場で構造物を前にした研修であり、より実践的な内容。

＜事例２＞

社会資本の維持管理に係る研修の開催（国土交通省）

○急速に老朽化が進む社会資本ストック（公共施設等）について、確実な維持管理が行えるよう、実務的な点検の適切な実施・評価する研修体制を充実・強化。

○技術者不足が指摘されている地方自治体等への技術支援の一環として、道路、河川、港湾、空港等の社会資本ストックに対し、施設所有者・管理者（国、都道府県、市町村等）を対象にフィールドワークや演習を重視して開催。

＜事例３＞

インフラ長寿命化センター「道守要請ユニット」養成講座の開催と研修後の実線（長崎県　長崎大学）

○県内の自治体職員、建設・コンサルタント業、ＮＰＯ、地域住民を対象に、道路構造施設の維持管理に携わる“道守”を要請し、インフラ構造物の再生・長寿命化に係わる人材の育成を目的に開催。

○資格保有者及び同レベルの基礎知識、応用能力を有する人材と一般市民（ボランティア、愛護団体等）を対象に構造物の日常的な観察・点検ができる人材を養成。

○県職員と県職員ＯＢが合同で実施する橋りょう・防災点検に道守認定者が参加し、三者合同で点検を実施。

○道守認定者がボランティア活動の一貫として、長崎市内を歩きながら道路の清掃や異常・危険箇所のチェックを実施。

○異常通報システムとして、道守認定者が異常を発見したとき、道守シートでインフラ長寿命化センターへ連絡し、同センターから施設管理者へ連絡することで、異常の早期発見・対応により維持管理費用の縮減を実現。

＜事例４＞

「ちばレポ（ちば市民協働レポート）」（千葉県　千葉市）

地域住民による公共施設等の「困った」を情報発信

○道路の傷みや公園の遊具の破損など、地域で困った課題についてＩＣＴ（情報通信技術）を使って、市民がレポートすることで、市民と市役所（行政）、市民と市民の間で、それらの課題を共有し、合理的、効率的に解決することを目指す仕組み。

○道路の補修など行政でなければできない課題と、市民が担える課題を切り分け、草刈りやゴミ拾い、ペンキ塗り、公共施設の点検・報告など市民が協力して行う「サポーター制度」も実施。